

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年6月26日

【事業年度】 第12期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

【会社名】 ポート株式会社

【英訳名】 PORT INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 春日 博文

【本店の所在の場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

【電話番号】 03-5937-6466

【事務連絡者氏名】 常務執行役員兼財務IR部長 辻本 拓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際財務報告基準			
	移行日	第10期	第11期	第12期
決算年月	2020年4月1日	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上収益 (百万円)	-	4,689	6,994	11,364
税引前当期利益 (百万円)	-	159	564	1,658
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	-	160	332	1,074
当期利益 (百万円)	-	160	365	1,232
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	-	156	331	1,041
当期包括利益 (百万円)	-	156	364	1,198
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	1,838	2,022	2,367	3,242
総資産額 (百万円)	4,388	6,755	10,322	11,435
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	164.38	179.76	209.27	291.39
基本的1株当たり当期利益 (円)	-	14.31	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	-	13.82	28.13	93.06
親会社所有者帰属持分比率 (%)	41.9	29.9	22.9	28.4
親会社所有者帰属持分利益率 (%)	-	8.3	15.1	38.3
株価収益率 (倍)	-	53.4	26.1	18.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	187	614	1,339
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	1,232	469	507
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	1,192	1,406	921
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,264	2,411	3,962	3,872
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	- 〔 - 〕	217 〔 83 〕	311 〔 144 〕	375 〔 102 〕

(注) 1. 第11期より国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

2. 当社は、第10期より連結財務諸表を作成しているため、移行日については連結経営指標等に代えて、提出会社の経営指標等を記載しております。

回次	日本基準			
	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (百万円)	-	-	4,704	6,979
経常利益又は 経常損失() (百万円)	-	-	62	34
親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	-	-	52	154
包括利益 (百万円)	-	-	52	124
純資産額 (百万円)	-	-	2,078	2,798
総資産額 (百万円)	-	-	6,378	9,825
1株当たり純資産額 (円)	-	-	184.38	171.59
1株当たり当期純損失 () (円)	-	-	4.70	13.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	32.5	22.2
自己資本利益率 (%)	-	-	2.5	7.1
株価収益率 (倍)	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	129	507
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	1,432	469
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	-	-	1,450	1,513
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	-	-	2,411	3,962
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	-	-	217	311
	〔 - 〕	〔 - 〕	〔 83 〕	〔 144 〕

- (注) 1. 第11期の諸数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
2. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
3. 第10期及び第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第10期及び第11期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月
売上高 (百万円)	3,039	4,103	3,921	4,906	6,644
経常利益 (百万円)	517	708	211	91	934
当期純利益 (百万円)	549	382	211	45	569
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	800	819	827	934	944
発行済株式総数 (株)	11,477,150	11,642,220	11,708,220	12,041,890	12,130,220
純資産額 (百万円)	2,091	2,116	2,343	2,639	3,081
総資産額 (百万円)	3,482	3,962	6,340	8,210	8,810
1株当たり純資産額 (円)	182.21	188.82	207.89	212.05	250.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益 (円)	50.22	33.92	18.91	3.97	51.15
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	47.37	32.43	18.26	3.85	49.29
自己資本比率 (%)	60.0	53.3	36.9	29.2	31.6
自己資本利益率 (%)	26.3	18.1	9.1	1.9	22.0
株価収益率 (倍)	25.5	15.1	40.4	190.7	35.2
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	484	668	-	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	941	2	-	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,471	52	-	-	-
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,645	2,264	-	-	-
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	157 〔29〕	159 〔38〕	203 〔42〕	259 〔90〕	306 〔64〕
株主総利回り (%)	-	39.8	59.5	59.0	140.5
(比較指標： 東証マザーズ市場指数) (%)	-	51.4	99.8	65.5	62.1
最高株価 (円)	1,540	1,429	1,384	1,765	1,850
最低株価 (円)	885	403	474	635	586

- (注) 1. 第8期及び第9期の持分法を適用した場合の投資利益については、持分法適用会社がないため記載しておりません。第10期以降については連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
2. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
3. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式が2018年12月21日に東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dへ上場したため、新規上場日から第8期末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 株主からの取得請求権行使に基づき、2018年8月28日付でA種優先株式282,211株、B種優先株式93,004株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ282,211株、93,004株交付しております。また、2018年9月3日開催の取締役会決議により、A種優先株式、B種優先株式をすべて消却しております。なお、2018年9月3日開催の臨時株主総会において、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
5. 当社は、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っており、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
6. 第8期の株主総利回り及び比較指標は、2018年12月21日に東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dに上場したため、記載しておりません。第9期以降の株主総利回り及び比較指標は、2019年3月期末を基準として算定しております。
7. 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロス市場におけるものを記載しております。
ただし、当社株式は、2018年12月21日より東京証券取引所グロス市場及び福岡証券取引所Q - B o a r dに上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。
8. 第10期より連結財務諸表を作成しているため、それ以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第11期の期首から適用しており、第11期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2 【沿革】

当社創業者の春日博文は、就職活動を通じて、日本には数多くの社会課題が存在し、また置き去りにされ続けていることに強い課題意識をもちました。また大学卒業を間近に控えた頃、東日本大震災が発生し、自身の無力さを痛感するとともに、社会課題や社会の負と向き合いビジネスを通じてそれらの解決を目指していくことを覚悟し、創業しました。

当社設立以降の主な沿革は、以下のとおりであります。

年月	事項
2011年4月	東京都渋谷区渋谷において、ソーシャルメディアを利用した人材採用支援事業を目的として、株式会社ソーシャルリクルーティング(資本金0.5百万円)を設立
2011年5月	第三者割当増資により、資本金4百万円に増資
2011年10月	本社を東京都渋谷区東に移転
2012年3月	本社を東京都渋谷区道玄坂に移転
2013年2月	プライバシーマーク取得
2013年3月	本社を東京都渋谷区渋谷に移転
2014年5月	第三者割当増資により、資本金78百万円に増資
2014年6月	仕事・キャリア選択のノウハウサイト「キャリアパーク!」の運用開始に伴い、キャリア領域メディアスタート
2015年3月	本社を東京都新宿区西新宿に移転 商号をポート株式会社に変更
2015年4月	「CareerPark」を商標登録
2015年11月	遠隔診療サービス「ポートメディカル」を運用開始
2016年1月	第三者割当増資により、資本金369百万円に増資
2016年4月	宮崎県日南市サテライトオフィスを設立
2016年6月	お金に関するライフサポート型サイト「マネット」の運用開始に伴い、ファイナンス領域メディアスタート
2016年7月	東京都新宿区西新宿にサテライトオフィスを設立
2017年1月	知っておくべき病気の知識を提供する医療情報サイト「オンラインクリニック」の運用開始に伴い、メディカル領域メディアスタート
2017年3月	第三者割当増資により、資本金377百万円に増資
2017年7月	第三者割当増資により、資本金437百万円に増資
2017年9月	遠隔健康支援サービス「ドクターズダイエット」を運用開始
2017年10月	第三者割当増資により、資本金662百万円に増資
2017年12月	第三者割当増資により、資本金687百万円に増資
2018年3月	資本金を290百万円に減資
2018年12月	東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q - B o a r dに株式を上場 公募増資により、資本金800百万円に増資
2019年2月	事業譲受によりリーガル系メディア「債務整理の森」等を取得、様々な領域へのインターネットメディア事業の展開
2019年12月	リーガル系メディア「債務整理の森」等を事業譲渡 「オンラインクリニック」、「ドクターズダイエット」のサービスを終了等、複数の非注力事業を清算
2020年7月	就活会議株式会社を連結子会社化、就活口コミ情報サイト「就活会議」を運用開始 株式会社ドアーズを連結子会社化、外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」の運用開始に伴い、リフォーム領域メディアスタート
2021年7月	株式会社チェンジと資本業務提携契約を締結、第三者割当増資により資本金927百万円に増資
2021年10月	「外壁塗装の窓口」の利用者に対し、エネルギー領域サービスの提供を開始
2022年1月	株式会社INEを連結子会社化、「エネチョイス」等のマッチングDXメディアの運営開始に伴い、エネルギー領域メディアスタート
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所グロース市場に移行
2022年9月	株式会社ジェックと資本業務提携契約を締結
2022年12月	本社を東京都新宿区北新宿に移転

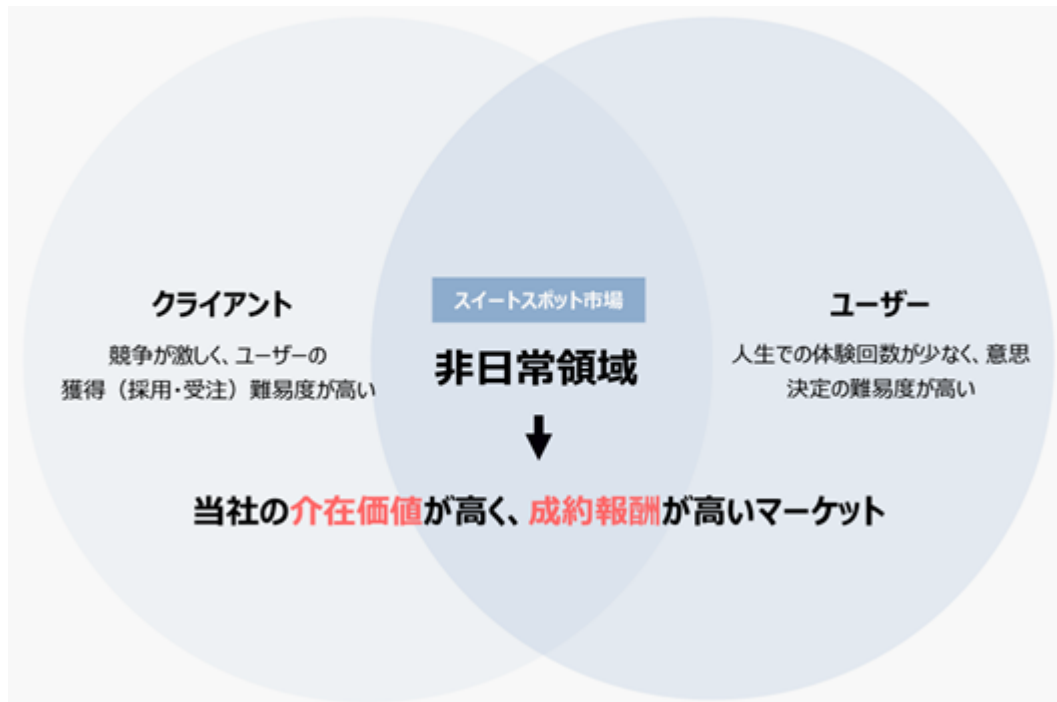
3 【事業の内容】

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、テクノロジー×リアルのアプローチ

により社会課題を解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。日本の労働市場が抱える少子高齢化に伴う労働人口の減少及び労働生産性の低下という課題に対し、企業の人材採用、販促活動において、ユーザー集客から成約までを一気通貫で支援する成果報酬型の成約支援事業を提供しております。その結果当社サービスを通じてクライアント（法人顧客）の採用・販促活動のリスクを最小化させることを目指しております。

(1) 成約支援事業のターゲット市場

当社グループでは、クライアントにとっては、競争環境が厳しく、ユーザー獲得（採用・受注）難易度が高い領域、ユーザーにとっては人生での体験回数が少なく、意思決定の難易度が高い領域、それらクライアントとユーザーの双方の課題が重なり合う市場は当社ビジネスモデルの有効性を発揮しやすいと考え、成約支援事業を展開しております。なお、当社ではこれらの対象市場を「非日常領域」と定義しております。



(2) 成約支援事業のビジネスモデル

クライアントの人材採用・販促活動プロセスに深く入り込み、成約（人材採用決定・ユーザーからの受注獲得）

に応じて報酬を得る成約報酬型サービスです。ユーザーに対しては、ユーザー自身が人生での経験回数が少なく且つ限られた選択肢の中から意思決定をするということにおいて、当社グループではユーザーとクライアントとの情報の非対称性の解消やユーザーの選択肢の最大化、意思決定の支援を行っております。



(3) 各サービスの特徴

サービス区分	サービスの名称	サービス内容
人材支援サービス	国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク！」 就活生と企業のマッチングサービス「キャリアパーク！就職エージェント」 就活生向け企業口コミ情報サイト「就活会議」 ITエンジニアを養成する完全無料オンラインスクール「ネットビジョンアカデミー」	未就業、未経験の若手人材に特化した就職支援 リスキリング型人材支援サービス
成約支援サービス	<エネルギー領域> ユーザーと電力事業者のマッチングプラットフォーム「エネチョイス」「引越手続き.com」 <カードローン領域> カードローン情報サイト「マネット」 <リフォーム領域> 業界最大級の外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」	企業における販促活動の支援サービス
新規・その他事業	フリーランスエンジニアマッチングサービス「フューチャリズム」 オンライン診療プラットフォーム「ポートメディカル」	マッチングサービス オンライン診療プラットフォーム

人材支援サービス

人材支援サービスでは、主に未就業、未経験の若手人材の就職を支援する人材会社向け送客ビジネス「アライアンスサービス」と求人企業へ直接人材を紹介する「人材紹介サービス」を提供しております。いずれも当社グループの潤沢な会員基盤を活用した企業への人材支援を行っております。

「キャリアパーク！」は、就職活動を中心にすべての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイトです。ユーザーに対して就職・転職等に関するノウハウを提供するとともに、求人情報や就職・転職情報を掲載することで、ノウハウの取得だけではなくキャリア選択に繋がる行動を支援します。また会員限定のキャリアアドバイス（職業紹介）や、就活イベント等を提供しており、就職等のノウハウから求人情報、支援サービス、個別相談など、キャリアの悩みに対して総合的に支援する仕組みを整えております。

販促支援サービス

<エネルギー領域>

2022年1月に子会社化した株式会社INEにおいて、電力事業者へ成約支援サービスを提供しております。電気代・ガス代の見直しニーズのあるユーザーと電力事業者のマッチングサイト「エネチョイス」や、引越し時に役立つ電気・ガス手続き支援サイト「引越手続き.com」を運営しております。当社グループのWEBの集客力と意思決定まで支援するインサイドセールス力による洗練された成約力を保有し、成約支援の完全内製による高い成約率が強みとなっております。

<カードローン領域>

「マネット」は、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイトであり、「キャリアパーク！」で培ったメディア開発ノウハウを水平展開させたものです。資産運用やローンへの関心の高いインターネットユーザーに対して弁護士やファイナンシャルプランナー等の専門家が監修した、「増やす、借りる、貯める」等、金融に関するノウハウの提供を行っております。当メディアにおいても、「キャリアパーク！」と同様に外部への送客を実施し、収益化に成功しております。また、2022年3月期からは金融機関DXとして、大手消費者金融事業者等のオウンドメディア開発・運営を推進しており、オーガニックでの送客数を増やす施策を展開しております。

<リフォーム領域>

「外壁塗装の窓口」は、外壁塗装専門会社の加盟店約4,800社を抱える、業界最大級の外壁塗装専門サイトです。

リフォーム業界は、国民のリフォーム意識の向上や設備取替事業の本格化を背景に足元数年では5兆円を超え拡大傾向にあるマーケットです。しかしながら、他業界に比べデジタル化が進んでいないため、インターネットを介した顧客と施工業者のマッチングが成熟しておらず、いまだオフラインな営業手法に依存している状況にあります。当社のノウハウを活用することで、リフォーム領域のインターネットによるマッチング促進のみならず、内装や水回りなど、様々な施工領域へ横展開することで、リフォーム業界全体の健全化・効率化の実現を目指してまいります。

新規・その他

当社グループの新たな柱となる新規事業への投資も行っております。具体的には、自宅から医師の診療を受けることができるオンライン診療プラットフォームの提供、フリーランスエンジニアと仕事のマッチングサービスなど、これまで培ってきたビジネスオペレーションノウハウを活かした事業開発を進めております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 就活会議株式会社	東京都新宿区	29	成約支援事業 (人材支援サービス)	100.0	就活生向け企業口コミサイト「就活会議」の運営 役員の兼任 2名 資金の貸付 管理業務の受託
株式会社ドアーズ (注) 1	東京都港区	100	成約支援事業 (販促支援サービス)	100.0	外壁塗装専門サイト「外壁塗装の窓口」の運営 役員の兼任 2名 管理業務の受託
株式会社INE (注) 1, 3	東京都豊島区	50	成約支援事業 (販促支援サービス)	50.9	電気事業者とのマッチングサイト「エネチョイス」の運営 役員の兼任 1名 管理業務の受託
フローレス株式会社	東京都新宿区	9	成約支援事業 (人材支援サービス)	100.0	インターネットによる情報提供、集客・マッチング 役員の兼任 1名 管理業務の受託
その他 2社	-	-	-	-	-

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

3. 株式会社INEについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	3,528百万円
	経常利益	378 "
	当期純利益	274 "
	純資産額	1,519 "
	総資産額	2,186 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
成約支援事業	375 (102)
合計	375 (102)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。
3. 前連結会計年度末に比べ従業員数が64名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う新卒採用によるものであります。

(2) 提出会社の状況

2023年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
306(64)	28.9	3.0	4,567

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 平均年間給与は試用期間を含む在籍期間1年未満の従業員を除外して算出しております。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が47名増加しておりますが、主として業容の拡大に伴う新卒採用によるものであります。なお、2023年3月末在籍従業員のうち、入社3年以内の新卒社員が27.1%を占めております。
4. 当社の事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別従業員数の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 提出会社の管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

2023年3月31日現在

当事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%) (注2)	労働者の男女の賃金の差異(注1)			
		全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
23.8	16.7	80.4	77.6	120.6	属性(勤続年数、役職等)が同じ男女労働者間での賃金の差異はありません。

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

(補足説明)

1. 当社では女性を含む若手人材の人材開発を経営上の重要テーマと位置付けており、管理職候補の育成講座「PORT DOJ」などOJT/OFFJT含め計画的に人材開発投資を実施しております。
2. 当社では性別に関係なく、当社従業員が育児休業等を公正に取得できる環境を整備を心がけており、事業責任者や管理監督者に対する啓もうや積極的な取得推進を図ることで全社への浸透を図っております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、テクノロジー×リアルのアプローチにより社会課題を解決していくことを目指し、企業の人材採用、販促活動における成約支援事業を展開しております。「非日常領域」におけるサービス提供を通じて、社会課題に対して「あったらいいな」ではなく、「無くてはならない」、世の中にとって大切なものを社会に実装できるよう取り組んでおります。

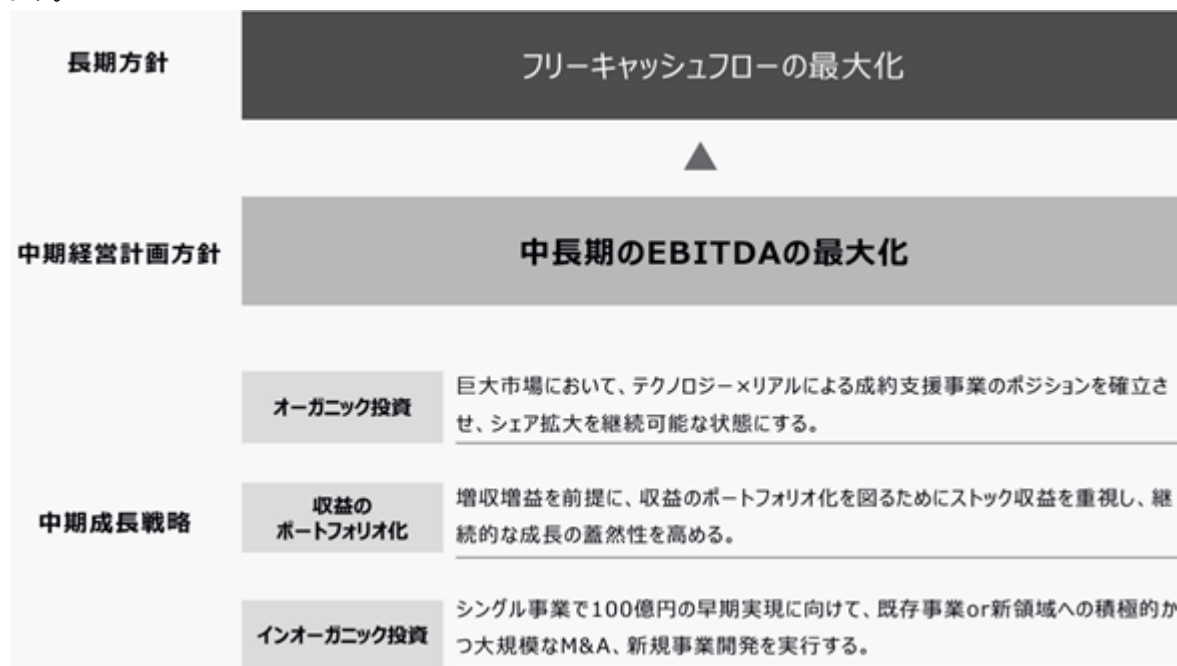
(2) 経営戦略等

基本戦略

当社グループは、少子高齢化・生産年齢人口の減少、労働生産性が低下する日本社会において、企業における販促活動、人材採用の効率化を最も解決すべきテーマと特定し、テクノロジー×リアルの融合により集客から成約まで一気通貫で支援し、なおかつ企業にとって導入リスクの低い成約報酬型サービスを展開することを基本戦略として掲げております。

中長期成長戦略

当社グループは2026年3月期を最終年度とする3ヵ年中期経営計画を2023年5月12日に公表いたしました。フリーキャッシュフローの最大化を長期方針に掲げ、中長期のEBITDAの最大化を達成するにあたり、オーガニック成長への投資、収益モデルのポートフォリオ化、インオーガニック成長への投資、を中期成長戦略として掲げております。



a. オーガニック成長への投資

当社グループは高いWEB集客力と成約支援オペレーションの確立による高い成約率を備えた独自の立ち位置を確立しています。今後もその立ち位置を確実なものとするべく、主にプロダクトと成約支援オペレーションの強化に向けたオーガニックな成長投資を積極的に実施してまいります。具体的には、人材支援サービスにおいては、市場の成長性が高い人材紹介と新卒人材会社向けアライアンス支援に注力投資を行い、新卒支援市場でのシェア拡大を目指してまいります。また、会員データベースを活用したターゲット年代を拡大により、20代若年層市場（既卒・第二新卒）への進出を目指してまいります。販促支援サービスにおいては、エネルギー領域・カードローン領域・リフォーム領域、それぞれの領域における更なる成約支援事業の強みを洗練させ、成約件数の最大化に向けたマーケティング投資、成約支援オペレーションの強化によりシェア拡大を目指してまいります。

b. 収益モデルのポートフォリオ化

当社グループの成約報酬型ビジネスにおいて、2023年3月期時点はショット型収益（成約時点で受け取る収益）が大半を占めておりましたが、ストック型収益（成約した契約の期間中継続して受け取る収益）の比率を向上させていくことで収益モデルのポートフォリオ化を図り、総収益の向上及び成長の蓋然性を高めてまいります。具体的には、2024年3月期よりエネルギー領域を中心にストック型収益の比率を高め、顧客との長期にわたるリレーションシップの構築及び1成約あたりの総収益を増加させ、持続的な成長を目指してまいります。

c. インオーガニック成長への投資

当社グループにおける成約支援事業の更なる拡大にあたって、M&Aを主要戦略の一つとして位置付けております。中期経営計画期間中においては、既存事業のロールアップ型M&Aと新領域への参入を目的とした大規模なM&Aに限定し、明確なM&A方針を定めております。既存事業のロールアップ型M&Aとは、人材支援、販促支援エネルギー領域の2事業におけるスピーディーな成長を目指すためのM&Aであり、企業規模については制約条件を定めておりません。新領域参入型M&Aとは、投資基準を明確に定め、全体の業績に対し最低10%以上のインパクトがある大規模なM&Aを積極的に志向し、これらの積極的且つ大胆なM&A戦略により非連続的なインオーガニックな成長を実現してまいります。

(3) 競争優位性

当社グループの売上収益を構成する主なKPIとして「成約社数×ARPU」を重要指標と認識しております。それら重要指標を拡大するにあたり、「成約力」「営業力」「集客力」を重点項目とし、競争力の源泉となる3つの優位性を有しております。

「成約力」= 高い成約率を可能とする成約支援オペレーション

当社グループは、ユーザーの情報収集・問い合わせ・比較検討・意思決定というプロセスにおいて、WEBマーケティングのみならず、洗練された成約支援オペレーション組織を構築することで、ユーザーの比較検討・意思決定フェーズにおいて意思決定の支援を行い、高い成約率を実現しております。当グループにおける成約支援オペレーション人材（インサイドセールス・キャリアコンサルタント・コンサルタント）は当グループ全体職種比率のうち、約40%以上（注1）を占めており、今後も拡大を予定しております。

「営業力」= クライアントとの長期リレーションを実現する成約報酬システム

当社グループは成約に応じた報酬体系と、成果にコミットメントする専属のリレーションシップ担当を配置することで、クライアントのサービス導入ハードルを下げクライアント数の拡大に寄与し、また長期リレーション構築による取引単価の増加や当社グループの市場シェア拡大に寄与しております。こうした成約報酬システムを構築することにより顧客リレーションが長期で継続するために新規顧客の開拓が大きな資産になると捉え、現在は新規顧客の開拓に注力しております。

「集客力」= 圧倒的な母集団形成を可能とするWEBマーケティング

当社グループにおける人材支援サービスでは、就職活動生の75%にあたる約45万人が毎年度継続的に当社グループのサービスの会員となり、盤石なユーザー基盤を構築できております。(注2)また、毎年度の会員数の積み重ねにより、総会員数は約250万人を突破しております。

a. ユーザーファースト

当社グループは、人生において経験回数が少なくユーザーにノウハウが蓄積しにくい「非日常領域」でノウハウ・口コミ情報を提供しております。ユーザーボリュームの多い潜在層からアプローチをすることで圧倒的な母集団形成の実現を可能とし、加えて、ビジネスモデルの構造の違いからも、広告を主体サービスとはしていないためクライアント都合による情報の制約なしにユーザーの立場に寄り添った情報提供を可能としています。それにより、ユーザーからの高い支持を獲得し、潜在層から顕在層まで、見込み顧客をWEBマーケティングでの集客とその後の成約支援オペレーションを介したユーザーの意思決定支援を提供しております。

b. スtock型コンテンツ

当社グループは、「非日常領域」において、人々が日常生活の中で抱える悩みに対して、インターネット上でノウハウコンテンツや企業の口コミ情報等をWEBコンテンツとして提供しております。これらのコンテンツは、キャリアやファイナンスなどの領域において基本的に流行に左右されにくいノウハウ情報を中心に作成しているため、新規の記事作成に依存せずともユーザーから継続的に検索、閲覧され、中長期的に安定したアクセスが期待できます。また、ニュース記事のような流行性の高い記事を中心とするメディアと異なり、継続的に記事作成を行う必要がなく、一定の記事作成を終えるとコストが抑制されることから、メディア立ち上げ段階の投資フェーズを超えると、大きな投資コストをかけることなく安定した収益を生み出すものと考えております。

c. 分散型サービスポートフォリオ

当社グループは、人材支援サービス・販促支援サービスにおいて一つのプロダクトに依存せずユーザーの意思決定プロセスに基づいた様々な角度からユーザーニーズを満たすべく、複数のプロダクトを展開しております。また、プロダクトの特徴やユーザーの意思決定フェーズに応じて、配信方法や配信チャネルを分散化させることでユーザーの様々なニーズに合わせたサービス提供を実現しております。

(注1) 「40%」グループ全体職種別比率(2023年3月末時点)

(注2) 「45万人」2023年3月卒業予定の新卒会員数(2023年3月末時点)

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、株主価値向上のため、中長期的にはROE(自己資本利益率)を最大化していく方針であります。短期的には売上を増加させ利益を安定的に出す体制を構築することに注力しております。そのため、現在は売上高及びEBITDA(営業利益+減価償却費+固定資産除却損及び評価損益+株式報酬費用)を経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等として取締役会等でモニタリングを行っております。

また、当社グループは、2024年3月期を初年度とする3カ年の中期経営計画を推進しており、最終事業年度である2026年3月期には、売上収益250億円、EBITDA40億円の達成を目指しております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループの経営方針及び経営戦略を実行していくうえで、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題は以下のとおりであります。

(特に優先度の高い対処すべき事業上及び財務上の課題)

成約社数と一社当たり単価

コンテンツ投資、システム投資を通じてユーザー数は十分な獲得ができておりますが、中期経営計画の達成に向けて、全領域ともに「送客先の獲得」が重点ポイントとなります。そのため、成約支援に係わる人員（キャリアアドバイザー、コンサルタント、インサイドセールス等）の拡充はもちろん、顧客基盤のアセットをもった企業との業務提携を積極的に進めるなど、効率的に成約社数を獲得する施策を実行してまいります。

認知度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、当社グループ及び当社グループのサービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのためには、効果的な広告宣伝活動等により当社グループの知名度を向上させること、また既存プロダクトにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うにあたっては、投資効果はもちろん、対象事業等の将来性や当社グループが展開する成約支援事業とのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上に繋がるよう進めてまいります。

(その他の優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題)

継続的な事業の創出及び事業環境変化への対応

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するためには、各プロダクトの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築し、技術革新を続けるとともに、様々な新規事業の開発が重要であると考えております。

当社グループは、就職系プロダクト「キャリアパーク！」で構築したビジネスモデルを水平展開及び垂直展開させることで、事業を拡大してまいりました。今後も中長期の競争力確保に繋がる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、継続的に新規事業の開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社グループは、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社グループのサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、成約支援に係わる人員の採用を適時行ってまいります。また、当社グループの経験とノウハウに基づく多様かつ有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査等委員会監査による組織監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層の内部統制の強化に努めてまいります。

システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社グループの展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進する等の対策が必要となります。当社グループは、これら対策の重要性を認識したうえで、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

コーポレート・ガバナンスの強化

パーパスの体現や持続的な企業価値の向上、中期経営計画の達成に向けて、迅速な意思決定に資する経営システムの構築を目指します。またあわせて、経営の公正性と透明性を確保し、経営の監督機能等を強化するためコーポレート・ガバナンスの強化に積極的な投資を実施しております。

CGOの新設

コーポレート・ガバナンスの強化の実行責任を明確にし、また専門性をもって強化策の立案を実施すべく、チーフ・ガバナンス・オフィサーを新設致しました。現任CGOは強化プロジェクトの指揮をとる他、取締役会の議長、任意の委員会の委員長を務め、各種機能の有機的な連携と機動的な意思決定体制の構築を推進しております。

機関設計

2022年6月23日をもって、監査等委員会設置会社へと移行いたしました。監査等委員による組織監査の実効性を担保するため、運営事務局及び内部監査室との連携を図り、監査に必要な情報を収集する体制を確保致しました。また、任意の指名委員会、報酬委員会にも委員として参加することで、監査等委員による監督機能も確保して参りました。

取締役会

原則として、独立社外取締役を過半数とする旨、取締役会にて決定しており、現在も過半数を占める体制であります。取締役会や独立社外取締役の活性化に向けて、定期的な実効性評価を実施し、運営の改善に努めております。例えば、重要な審議事項にあたっては事前レクチャーの時間を積極的に設けることで審議の有効性を高めることや、議長をCEO以外の取締役とする取り決め、独立社外取締役が重要な社内会議である経営会議の審議状況を監督できる環境整備など、様々な取組を実施しております。

任意の委員会

取締役会だけでは専門性と時間の確保が限定的になるため、ガバナンス面において重要なテーマについては当該テーマに沿う専門性を有する監査等委員を含む構成員により委員会を設立し、機動的で専門的な議論を実施しております。委員会のテーマについては、指名委員会、報酬委員会に加え、ガバナンス強化の適正性を確保するためガバナンス・システム全体を監督するために取締役会議長と監査等委員によって構成されるコーポレート・ガバナンス委員会を、内部統制システムによる監督機能の実効性を担保するために取締役会議長と監査等委員、内部監査室等により構成された内部統制委員会を運営しております。

グループ・ガバナンス

M&A等により、年々連結子会社を含めた関連企業は増加傾向にあります。特に100%子会社においては内部統制レベルの引き上げのため、親会社から専門チームを派遣しております。また役員の選任においては親会社指名委員会が積極的に関与しております。2023年3月期には主要な子会社の代表取締役に対するコンプライアンス研修を実施するなど、グループ全体における法令順守や内部統制の強化、人材育成に務めております。

(2) 人的資本に関する戦略並びに指標及び目標

当社が掲げる経営戦略においては、事業拡大に伴う人員の増加、並びに組織拡大や社会的責任の増大等に伴う内部管理体制の強化、多様性のある人材を活用するための環境整備が重要課題となります。これらを計画的に長期目線で取り組むこと、またそれぞれを有機的に作用させながら効果を最大化させるべく戦略的に取り組むことが必要となります。このように人的資本に対して、計画的に、戦略的に投資を続けることで事業における競争優位性に加え、組織力をもって更なる優位性の発揮を目指します。

人材の多様性の確保を含む人材の採用・育成に関する方針

採用・育成に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。なお、具体的な取組事例につきましては、現時点でのものであり、組織の状況等を鑑み今後変更する可能性があります。

a. 人材採用

当社は新卒採用を継続的に行っており、新卒採用、若手人材への投資を積極的に行っております。従いまして、20代の若手人材が多数を占めておりますが、20代への投資と並行して経験者採用へも投資をしております。

採用においては、当社パーパスに共感した人材の確保として新卒採用人数を重要指標としております。

新たな中期経営計画を達成するために、2023年4月入社の新卒採用人数58名に対して、2024年4月は80名の新卒採用を計画しております。

直近の採用実績は以下となります。

(単位：人)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
新卒採用	47	21	42
中途採用	26	71	42
合計	73	92	84

b. 育成、抜擢

新卒入社時の合同研修、OJT研修、技術者向け研修、マネージャー育成研修（「PORT DOJO」）、マネージャー研修など人材の育成に積極的な投資を行っております。具体的事例としては、マネージャー育成研修として管理職候補育成講座「PORT DOJO」という取組を行っており、マネージャー候補者に対して、上場企業管理職として必要な知識、内部統制、コンプライアンス等について学ぶ機会を設けております。

年齢、経験年数にとらわれず優秀な人材の登用、抜擢も積極的に行っており、管理職の平均年齢は34.3歳、平均在職年数は5.1年となっており、提出会社全体平均年齢28.9歳と平均年齢と変わらない中で登用され、登用後も定着して活躍している結果となっております。

育成、抜擢においては、若手人材の積極採用、組織規模拡大に伴い、管理職を輩出していく必要があることから、育成の重要性を鑑み内部継承率、管理職輩出人数を重要指標としております。

直近の管理職輩出人数は以下となります。

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
管理職輩出人数（人）	12	6	12
内部登用率（％）	100.0	85.7	100.0

社内環境整備に関する方針

人事制度・組織風土に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

a. パーパス・バリュー経営の浸透

当社が掲げるパーパスや行動指針として策定している「5Values」を言葉だけでなく、策定の背景や思いを含めて共有していくとともに、評価や表彰に結びつけ浸透を図っております。また代表取締役社長CEOがコーポレートアクションや日々の経営の中での考えを社内コミュニケーションツール内で随時発信するほか、多様なメンバー構成での双方向の直接のコミュニケーション機会として「CEOオンラインミーティング」を定期的な開催、四半期ごとに全従業員参加の「社員総会」を開催しております。

b. 社員のエンゲージメントレベルの把握

中期的な組織力の維持・向上を目指し、重要なエンゲージメント項目を整理し、社員のエンゲージメントレベルを把握する為に毎月サーベイを行うとともに、1on1を実施しております。なお、毎月実施のサーベイ結果レポートを経営陣が確認した上で、人事部門と今後の人事・組織施策の検討をしております。

c. ジョブポストイング制度

社員の異動・退職に伴う欠員補充、増員または新設するポジションについて、可能な限りジョブポストイング（公募）を行い、社員が自律的にキャリアを形成し、高いエンゲージメントレベルで働ける環境を整備しております。また、ジョブポストイング以外でも定期的にキャリアサーベイも実施し、社員のキャリア志向の把握も行っております。なお、当連結会計年度においては、公募ポジションが13募集され、実際に7名が異動しております。

	2023年3月期
公募ポジション数	13
ジョブポストイングによる異動者数（人）	7

d. 多様な働き方の推進

働き続けられる環境として、産休・育休明けの復職支援制度、子の看護休暇、介護休暇制度や恒常的なりモートワーク制度を継続的に改善する取組を、個人と組織のパフォーマンスの向上に向けた重要な投資と捉え、健康経営への投資に戦略的かつ計画的に取り組んでおります。

(3) リスク管理

リスク管理については、当社では「リスク管理委員会」を設置しております。当社のリスク管理委員会においては内部統制上のリスクに関する評価や対策の検討だけでなく、経営目標の達成に向けた阻害要因にも着目したうえで、事業環境やその他影響因子を網羅的に精査し審議しております。現状当社のリスクを総合的に洗い出して把握し、予想されるリスクに対してその回避、軽減、対処方法等の方針立案、進捗状況管理、指導・助言を行っております。また、将来リスクを含む当社事業環境におけるサステナブル投資等の必要性について専門的に社内にて検討を進めるため、次期連結会計年度よりSDGsに関する委員会を立ち上げる予定です。

3 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上、リスク要因となりうる主な事項を記載しております。また、当社グループは、リスク管理委員会におけるリスクアセスメントの結果のうち投資家の投資判断に影響を及ぼす可能性のある事項について積極的に開示していく方針であり、透明性を重視しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努める方針であります。当社グループの経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスクについて

インターネット関連市場について

当社グループは、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネット及び関連サービスの更なる発展が事業の成長を図る上で重要であると考えております。インターネットの普及、インターネット活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等は今後も継続していくと考えております。

しかしながら、インターネットの普及に伴う個人情報の漏洩、改ざん、不正使用等や、社会道徳又は公序良俗に反する行為等への対応としての新たな法的規制導入や、その他予期せぬ要因によって、インターネット及び関連サービス等の発展が阻害されるような状況が生じた場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告市場について

当社グループは、インターネット広告等に係る売上が一定の比率を占めておりますが、インターネット広告は市場の変化や景気動向の変動により広告主が出稿を増減する傾向にあり、そのような外部環境の変動により当初想定していた収益を確保することができず、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

インターネット利用者数の増加に伴い、多くの企業がインターネット関連事業に参入し、商品カテゴリーやサービス形態も多岐に渡っております。当社グループは、今後においても顧客ニーズへの対応を図り、事業拡大に結び付けていく方針ですが、これらの取組が予測通りの成果を挙げられない可能性や、画期的なサービスを展開する競合他社の出現、その他の競合等の結果、当社グループの売上が低下する可能性があるほか、サービス価格の低下や利用者獲得のための広告宣伝費等の費用の増加を余儀なくされる可能性もあり、そのような場合には当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新等について

当社グループが事業展開しているインターネット関連市場では、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に速く、インターネット関連事業者はその変化に柔軟に対応する必要があります。そのため当社グループは、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築するだけでなく、優秀な人材の確保及び教育等により技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、当社グループが技術革新や顧客ニーズの変化に適時に対応できない場合、又は、変化への対応のためにシステム投資や人件費等多くの費用を要する場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

事業領域の拡大について

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、新しい事業やサービスを創出し、新たな事業領域にスピード感をもって参入することにより事業成長を続けております。一方でこのような事業展開を実現するためには、その事業固有のリスク要因が加わることとなり、本項に記載されていないリスク要因でも、当社グループのリスク要因となる可能性があります。そして、新規事業の参入のため、新たな人材の採用、システムの購入や開発、営業体制の強化など追加的な投資が必要とされ、新規事業が安定的な収益を生み出すには長期的な時間が必要とされることがあります。

また、新規に参入した事業の市場の拡大スピードや成長規模によっては、当初想定していた成果を挙げることでないことがあり、事業の停止、撤退等を余儀なくされ、当該事業用資産の処分等により損失が生じる可能性があります。このような場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

広告宣伝活動によるユーザー獲得について

当社グループの事業にとって、ユーザー数の増加は業績に繋がる重要な要素であるため、インターネット等を用いた広告宣伝活動だけに依存しない体制に必要と思われるセミナーなどのマーケティング活動に注力してきております。一定の成果を有しているものの、新規獲得では広告宣伝活動の影響を受ける部分もあるため、今後もユーザー獲得効果を勘案して最適な施策を実施してまいります。しかしながら、当社グループの想定通りユーザー数が増加しない場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 事業運営に関するリスクについて

特定人物への依存について

当社の代表取締役である春日博文は、当社設立以来、当社グループ事業に深く関与しており、またインターネットメディアビジネスに関する豊富な知識と経験を有していることから、経営戦略の立案や遂行に関して重要な役割を担っております。当社グループは、取締役会や事業運営のための重要会議等で役員及び幹部社員への情報共有を行うとともに、権限の委譲を適宜行っていくことで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、現時点で何らかの理由により同氏が長期間の業務を行うことが難しくなった場合は、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループの事業においては、今後の事業拡大や新規事業の展開に伴い、ユーザー、クライアント双方のペインを解消する成約支援オペレーション人材（キャリアアドバイザー、インサイドセールス、コンサルタント等）をはじめ、技術、プロダクト運営に不可欠な人材を適時に確保し、それら人材を育成のうえ有機的に連携させる必要があると考えております。特に、成約支援オペレーション人材については、新卒採用を積極的に行っております。

そのため、新卒・中途両軸で積極的な人材の確保に努めるほか、リモートワーク制度の導入など多様な働き方の対応、従業員のスキル向上のための自学習用の書籍購入支援、セミナーへの参加支援制度など従業員の育成施策も随時拡充しております。

また、就労環境の安全性を高めるために、規程の制定、全従業員向けのコンプライアンス研修、ハラスメント・内部通報窓口の設置・周知を強化しており、ハラスメントの防止に努めております。

しかしながら、当社グループの必要とする人材が必要な時期に確保できない場合、又は、人材育成が計画通り進まない場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) コンプライアンスに関するリスクについて

法的規制について

当社グループが提供しているサービスにおいては、個人のユーザーから個人情報を預かっているため、「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。また、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」におけるアクセス管理者の立場から不正アクセス行為に対する必要な防御の措置を取る必要があります。さらに、当社グループはシステム開発等の一部を外注する場合があります、「下請代金支払遅延等防止法」の対応が求められます。

当社グループは、上記を含む各種法的規制などに関して法律を遵守するよう、社員教育を行うとともにそれらの遵守体制を整備・強化しておりますが、今後これらの法令の改正や、当社グループの行う事業が規制の対象となった場合、当社グループの業績及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

当社グループは、成約支援事業を通して各種の個人情報を保有しております。当社グループは、個人情報の漏洩防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉えております。個人情報保護規程及び情報システム管理規程を制定し、個人情報を厳格に管理するとともに、プライバシーマークの取得や全従業員を対象として社内教育を徹底する等、「個人情報の保護に関する法律」及び関連法令並びに当社グループに適用される関連ガイドラインの遵守に努めるとともに、個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、外部からの不正アクセスや社内管理体制の瑕疵等により個人情報が漏洩した場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜により、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、当社グループが運営する事業に関する知的財産の獲得に努めるとともに、第三者の知的財産権侵害の可能性については可能な範囲で確認を行っております。

記事の盗用等により第三者の権利を侵害しないよう当社グループガイドラインに基づき、事前確認及び著作物引用ルールの徹底等様々な対策を実施しております。

しかしながら当社グループの記事が第三者の知的財産権等を侵害してしまう可能性、又は当社グループが使用する技術・コンテンツ等について侵害を主張され、それに対応するための費用又は損失が発生する可能性があります。また、将来当社グループによる特定のコンテンツ又はサービスの提供若しくは特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可等について

当社グループが取得している以下の許認可(登録)につき、本書提出日現在において、事業主として欠格事由及びこれらの許認可(登録)の取消事由に該当する事実はないことを認識しておりますが、今後、欠格事由又は取消事由に該当する事実が発生し、許認可(登録)取消等の事態が発生した場合には、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが取得している許認可等

取得年月	2012年10月1日
許認可等の名称	有料職業紹介事業
所管官庁等	厚生労働省
許認可等の内容	13-コ-305645
有効期限	2025年9月30日(5年ごとの更新)

内部管理体制について

当社グループは、企業価値を最大化すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を図る多様な施策を実施しており、グループ役員への研修を実施する等により実効性を高めております。また、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しております。

しかしながら、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティについて

当社グループは、成約支援事業により付加価値の高いサービスを提供しているため、情報こそが最大の資源であり、情報セキュリティの確保を重要課題のひとつとして位置付けております。当社グループは、サービスを提供するにあたり貴重な情報資源を有しておりますが、情報資源を適切に管理するため情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ責任者は情報セキュリティを定期的に評価し適正化を図り業務を継続的かつ効率的に遂行することに努めております。

しかしながら、当社グループや委託先の関係者の故意・過失、又は悪意を持った第三者の攻撃などにより、情報資源が外部に流出する可能性があります。情報が流出した場合、当社グループへの信頼や企業イメージが低下し、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

訴訟等について

当社グループは、本書提出日現在において提起されている訴訟はありません。

しかしながら、将来何らかの事由の発生により訴訟等を提起される可能性を完全に回避することは困難であり、このような事態が発生した場合、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

コンテンツの信頼性について

当社グループメディアに掲載するコンテンツの制作に関わる関係者には法令遵守の徹底に加え、所定のルールに従い掲載前のコンテンツのチェックを入念に実施するなどして編集業務を行うよう努めております。また、各領域における関連法令に抵触することがないよう、加えてコンテンツの信頼性を確保できるよう、専門家と連携を図りながら監修体制を導入しております。

しかしながら、何らかの理由により正確性、公平性に欠けたコンテンツが掲載された場合、当社グループの業績及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他リスクについて

配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しております。

しかしながら、現在当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することにより、更なる事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えております。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

新株予約権による株式価値の希薄化について

当社グループは、取締役、従業員に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後もストック・オプション制度を活用していくことを予定しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合は、既存株主が保有する株式価値が希薄化する可能性があります。本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は1,237千株(行使条件を満たしていないものを含む)であり、発行済株式数12,130千株の10.2%に相当しております。

四半期ごとの業績の変動について

当社グループの主要サービスのひとつである「キャリアパーク!」は、就職に関するノウハウサイトであるという特徴から、ユーザーの多くが就職活動をしている大学生であります。第3四半期以降は企業の広報活動が本格化することもあり、当社グループメディアからの送客も増加することから、年間を通じて売上が平準化されずに、四半期決算の業績が変動する可能性があります。なお、当連結会計年度の四半期ごとの業績につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (2)その他 当連結会計年度における四半期情報等」に記載のとおりであります。

M&Aについて

当社グループは新規事業やサービスの拡大のため、M&Aをその有効な手段のひとつとして位置付けており、今後必要に応じてM&Aを実施する方針です。M&Aに際しては、対象事業等のビジネス、財務及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。

しかしながら、これらの調査の段階で確認又は想定されなかった事象がM&Aの実行後に発生又は判明する場合や、M&A実施後の事業展開が計画通りに進まない可能性があり、その場合は当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があることや、対象事業等の投資価値の減損処理が必要になることも考えられ、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債について

当社グループは、事業規模拡大に伴い必要となる運転資金やM&A資金を、自己資金及び金融機関から調達した有利子負債等によって賄っております。当社グループの連結有利子負債残高は、当連結会計年度末において4,703百万円となっており、連結資産合計に占める有利子負債の比率は、当連結会計年度末において41.1%となっております。現在の金利水準が変動する場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、一部の借入金については、財務制限条項が付されておりますが、当該条項を遵守しております。当該条項につきましては要求される水準を維持するようモニタリングしております。

当社グループでは、上記リスクに対して、金融機関との関係性を継続的に維持・強化し事業拡大に必要な融資の獲得と金利変動リスクを低減するとともに、資金使途を吟味したうえで、当社グループ全体の資金使途に応じて事業資金の調達・運用を実施しております。

システムの安定性について

当社グループの運営するメディアはシステム負荷の高いサービスとなっていることから、システムの安定的な稼働が当社グループの業務遂行上必要不可欠な事項となっております。そのため、当社グループでは継続的な設備投資を実施するだけでなく、サービスで使用するサーバー設備やネットワークを常時監視し、システム障害の発生を未然に防ぐことに努めております。

しかしながら、アクセスの急増、ソフトウェアの不備、コンピューターウイルスや人的な破壊行為、役職員の過誤、自然災害等の想定していない事象の発生によるサービスの停止により収益機会の喪失を招く恐れがあります。このような事態が発生した場合には当社グループが社会的信用を失うこと等が想定され、当社グループの業績及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

大規模災害等に関するリスク

地震、台風、津波等の自然災害、火災、停電、未知の感染症の拡大等が発生した場合、当社グループの事業運営に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの事業拠点である日本の首都圏において大規模な自然災害等が発生した場合には、サービスの提供等が止むを得ず一時的に停止する可能性もあり、係る場合、当社グループの信頼性やブランドイメージを毀損するだけでなく、当社グループの事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループにおいては、自然災害等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定等有事の際の対応策検討と準備を推進しておりますが、各種災害等の発生による影響を完全に防止できる保証はなく、各種災害等による物的、人的損害が甚大である場合には、事業の継続自体が困難又は不可能となる可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「インターネットメディア事業」から「成約支援事業」に変更しております。また、「就職領域」を「人材支援サービス」に、「エネルギー領域」、「ファイナンス領域」、及び「リフォーム領域」を「販促支援サービス」に変更しております。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国の経済は、社会経済活動を維持しながら新型コロナウイルス感染症拡大を防止する新たな局面に入り、本格的な経済活動の再開に向け動きはじめました。しかしながら、旅行や観光・飲食等コロナ禍で大打撃を受けた産業の回復の兆しが見えている一方で、ウクライナ情勢の緊迫化やそれに伴う原油などの資源価格の高騰などもあり、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主要市場である新卒採用支援市場においては、企業の新卒・若手人材に対する採用意欲の回復や採用活動の早期化・長期化により2023年度の市場規模は1,401億円（前期比106.8% 矢野経済研究所「新卒採用支援市場の現状と展望2023年度版」）と、2020年のコロナ禍と比較し回復に転じております。また、今後においても、採用競争の激化に加えて、リスキリングの活用や成長産業への人材の流動化が加速化し、企業における若手人材の需要の高まりにより新卒及び若年層採用支援サービスは拡大基調であると推測しております。

このような環境の中、当社グループにおいては、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

人材支援サービスでは、国内最大級の就活ノウハウ情報プロダクト「キャリアパーク！」や、国内最大級就活生向け企業口コミ情報プロダクト「就活会議」を運営しており、新卒層の75%以上が会員となっております。

販促支援サービスでは、エネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しており、2022年3月期第4四半期に株式会社INEの連結子会社化を通じたエネルギー市場への参入や各市場におけるパートナー企業との業務提携等を積極的に行っております。

各サービスにおいて2023年3月期では以下の取組を進めてまいりました。

人材支援サービスでは、求人全体の数は2023年3月期においては未だ回復しきっていないものの、採用継続中の企業の求人ニーズが底堅く、採用競争が激化している中で、インバウンド回復等、外部環境が良好な状況において、新卒層の約75%となる会員数を基盤にアライアンス、人材紹介とも前年同期比、計画比で好調な推移となり、大幅な増収増益を達成しております。

販促支援サービスでは、中心となるエネルギー領域においては電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあるものの、ユーザーの電力見直しニーズの高まりがある中で、成約率を高い水準で維持し、ガス等のクロスセル強化の効果も出ており、前年同水準で見込んでいた電力成約件数が前年同期を上回る推移となっております。

こうした施策の成果もあり、人材支援サービスが好調な推移で業績を牽引し、また厳しい外部環境においても販促支援サービスにおけるエネルギー領域が善戦していることで、売上収益11,364百万円（前年同期比62.5%増）、営業利益1,699百万円（前年同期比183.3%増）、税引前当期利益1,658百万円（前年同期比193.7%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益1,074百万円（前年同期比223.3%増）となりました。

なお、当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は5,872百万円となり、前連結会計年度末に比べ5百万円減少しました。これは主に、営業債権及びその他の債権が238百万円増加した一方、その他の金融資産が244百万円減少したことによるものであります。

また、非流動資産は5,562百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,118百万円増加しました。これは主に、使用権資産が342百万円、その他の金融資産が281百万円、有形固定資産が253百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は11,435百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,112百万円増加しました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は3,023百万円となり、前連結会計年度末に比べ37百万円減少しました。これは主に、リース負債が47百万円、営業債務及びその他の債務が41百万円、社債及び借入金が31百万円増加した一方、その他の金融負債が157百万円減少したことによるものであります。

また、非流動負債は4,392百万円となり、前連結会計年度末に比べ117百万円増加しました。これは主に、リース負債が327百万円増加した一方、社債及び借入金が261百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は7,415百万円となり、前連結会計年度末に比べ80百万円増加しました。

(資本)

当連結会計年度末における資本は4,019百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,032百万円増加しました。これは主に、当期利益1,232百万円の計上及び自己株式の取得 200百万円によるものであります。

この結果、親会社所有者帰属持分比率は、28.4%(前連結会計年度末は22.9%)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ89百万円減少し、当連結会計年度末には3,872百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は1,339百万円(前連結会計年度比724百万円増)となりました。これは主に、税引前当期利益の計上1,658百万円、減価償却費及び償却費の計上299百万円、営業債権及びその他の債権の増加244百万円、営業債務及びその他の債務の増加235百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果支出した資金は507百万円(前連結会計年度比38百万円増)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出309百万円、投資有価証券の取得による支出221百万円、定期預金の払戻による収入250百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果支出した資金は921百万円(前連結会計年度は1,406百万円の収入)となりました。これは主に、長期借入れによる収入491百万円、長期借入金の返済による支出861百万円、割賦未払金の返済による支出350百万円、自己株式の取得による支出201百万円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループは、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

b. 受注実績

当社グループは、受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。なお、当社グループの事業セグメントは成約支援事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

事業の名称	販売額(百万円)	前年同期比(%)
成約支援事業	11,364	162.5
合計	11,364	162.5

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
株式会社レントラックス	1,090	15.6	1,222	10.8
Performance Horizon Group株式会社	781	11.2	-	-

(注) 当連結会計年度における総販売実績に占めるPerformance Horizon Group株式会社の割合は10%未満であるため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度の経営成績につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載のとおりであります。成長のための重要ポイントである成約社数と一社当たり単価の拡大のため、成約支援に係わる人材の増員を図るとともに生産性を維持、向上させることで、人材支援サービスが著しい成長を実現し、外部環境が厳しい中で販促支援サービスエネルギー領域が善戦したこともあり2020年9月に公表した中期経営計画の最終年度目標の売上収益、EBITDA目標を上回る着地となりました。

今後も当社グループを取り巻く経営環境等に常に留意しつつ、2024年3月期予想の売上収益138億円、EBITDA23億円の達成に向けて、各領域ともに更なる事業成長を目指してまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は自己資金及び金融機関からの借入金を基本としております。また、持続的な成長を図るため就活領域をはじめとした既存事業の拡大と新規メディア開発を行っており、これらに必要な資金については必要に応じて多様な資金調達を実施しております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債(社債及び借入金)残高は4,703百万円、現金及び現金同等物の残高は3,872百万円であります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要とされております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループの連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 4 . 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資、設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

記載すべき主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	42,908,600
計	42,908,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2023年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年6月26日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	12,130,220	12,159,330	東京証券取引所 グロース市場 福岡証券取引所 Q - B o a r d	単元株式数は 100株であります。
計	12,130,220	12,159,330	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2023年6月1日から本書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2016年1月18日臨時株主総会決議に基づく2016年1月18日取締役会決議)

決議年月日	2016年1月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	元当社取締役 1 当社従業員 7 (注)7
新株予約権の数(個)	2,410 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 24,100 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	218 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2018年1月25日 至 2025年12月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218 資本組入額 109 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式1株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)することを条件とする。また、新株予約権者は、以下()から()までの期間ごとに、以下()から()に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

()株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

()権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、割当数のすべてを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合は)、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名、元当社取締役1名となっております。

第4回新株予約権(2017年3月29日臨時株主総会決議に基づく2017年3月29日取締役会決議)

決議年月日	2017年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	元当社取締役 1 当社従業員 7 (注)7
新株予約権の数(個)	3,570 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 35,700 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年4月1日 至 2026年3月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式1株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場(以下「株式公開」という。)することを条件とする。また、新株予約権者は、以下()から()までの期間ごとに、以下()から()に掲げる割合を上限として新株予約権を行使することができる。ただし、各期間において行使可能な新株予約権の数は、整数未満を切り上げた数とする。

()株式公開の日(以下「権利行使開始日」という。)から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使することができる。

()権利行使開始日から起算して2年を経過した日からは、割当数のすべてを行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員4名、元当社取締役1名となっております。

第5回新株予約権(2017年6月30日定時株主総会決議に基づく2017年7月18日取締役会決議)

決議年月日	2017年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 22 (注)7
新株予約権の数(個)	5,600 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 56,000 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月19日 至 2027年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式1株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 新株予約権の権利行使及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員7名となっております。

第5回新株予約権 (2017年6月30日定時株主総会決議に基づく2018年3月13日取締役会決議)

決議年月日	2018年3月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 16 (注)7
新株予約権の数(個)	25,463 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 254,630 (注)2、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	230 (注)3、6
新株予約権の行使期間	自 2020年3月14日 至 2028年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 230 資本組入額 115 (注)6
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式1株であります。なお、当社が係る新株予約権の割当日以降に株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

更に、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの証券取引所に上場することを条件とする。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

新株予約権の1個を分割して行使することはできないものとする。

5. 新株予約権の取得の条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認若しくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

6. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月4日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員10名となっております。

第6回新株予約権(2019年8月9日取締役会決議)

決議年月日	2019年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 1 (注)7
新株予約権の数(個)	6,000 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	938 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2022年7月1日 至 2024年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 945 資本組入額 473
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期において当社の有価証券報告書に記載される損益計算書の売上高が60億円を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を当該売上高の水準を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。

なお、売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における売上高を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、割当日から2021年3月31日までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2021年4月1日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社従業員1名となっております。

第7回新株予約権(2021年1月26日取締役会決議)

決議年月日	2021年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3
新株予約権の数(個)	1,128 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 112,800 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2024年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ ）乃至（ ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- () 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。
- () 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。
- () 割当日から満期日までの期間のいずれかの時点において、当社の時価総額が、600億円を上回っている場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

また当該時価総額は、次式によって算出される。

「時価総額」＝（当社の発行済普通株式総数－当社が保有する普通株式に係る自己株式数）×東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第8回新株予約権(2021年1月26日取締役会決議)

決議年月日	2021年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 14
新株予約権の数(個)	1,180 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 118,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の()及び()の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- () 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。
- () 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

新株予約権者は、割当日から2022年7月1日までの期間において、継続して当社または当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2022年7月2日から行使期間終期までの期間においては、新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任及び懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第9回新株予約権(2021年1月26日取締役会決議)

決議年月日	2021年1月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 20
新株予約権の数(個)	360 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 36,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 626 資本組入額 313
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

(注) 1. 当連結会計年度の末日(2023年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2023年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

2. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、下記の（ ）及び（ ）の条件を全て満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

- （ ） 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書の売上高が100億円を超過した場合。
- （ ） 2023年3月期における当社の決算短信に記載される損益計算書から算出されるEBITDAの額が20億円を超過している場合。

なお、当該売上高及びEBITDAの判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を取締役会が定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会が定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役又は従業員の地位を有し、かつ、割当日と同等以上の職位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の取得に関する事項

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上表の「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 付与対象者の退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員18名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年6月28日(注)2	-	普通株式 697,500 A種優先株式 282,211 B種優先株式 93,004	-	290	137	230
2018年8月28日(注)3	普通株式 375,215	普通株式 1,072,715 A種優先株式 282,211 B種優先株式 93,004	-	290	-	230
2018年9月3日(注)4	A種優先株式 282,211 B種優先株式 93,004	普通株式 1,072,715	-	290	-	230
2018年9月4日(注)5	普通株式 9,654,435	普通株式 10,727,150	-	290	-	230
2018年12月20日(注)6	普通株式 750,000	普通株式 11,477,150	510	800	510	741
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	普通株式 165,070	普通株式 11,642,220	18	819	18	760
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	普通株式 66,000	普通株式 11,708,220	7	827	7	768
2021年7月6日(注)1	普通株式 2,500	普通株式 11,710,720	0	827	0	768
2021年7月26日(注)7	普通株式 269,100	普通株式 11,979,820	99	927	99	868
2021年7月27日～ 2022年3月31日(注)1	普通株式 62,070	普通株式 12,041,890	7	934	7	875
2022年4月1日～ 2023年3月31日(注)1	普通株式 88,330	普通株式 120,130,220	10	944	10	885

(注) 1. 新株予約権の行使によるものであります。

2. 欠損填補のため減資を実施したことにより、資本準備金が減少しております。

3. 当社は取得請求権行使に基づき、2018年8月28日付でA種優先株式282,211株、B種優先株式93,004株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ282,211株、93,004株交付しております。

4. 2018年9月3日開催の取締役会決議により、2018年9月3日付で自己株式として保有するA種優先株式、B種優先株式をすべて消却しております。

5. 株式分割(1:10)によるものであります。

6. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,480円

引受価額 1,361.6円

資本組入額 680.8円

7. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 株式会社チェンジ

発行価格 1株につき743円

資本組入額 1株につき371.5円

(5) 【所有者別状況】

2023年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	27	54	43	6	4,019	4,152	-
所有株式数(単元)	-	1,331	5,799	7,863	16,937	6	89,318	121,254	4,820
所有株式数の割合(%)	-	1.10	4.78	6.48	13.97	0.00	73.66	100.00	-

(注) 自己株式1,002千株は、「個人その他」に10,021単元、「単元未満株式の状況」に59株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2023年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
春日 博文	東京都新宿区	4,066	36.54
丸山 侑佑	長野県諏訪郡	391	3.52
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-14	369	3.32
新沼 吾史	東京都新宿区	303	2.73
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND	297	2.67
株式会社チェンジ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1 TOKYU REIT虎ノ門ビル 6階	269	2.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K. (東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー)	268	2.41
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業部)	236	2.12
西村 裕二	東京都渋谷区	234	2.11
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	217	1.95
計	-	6,653	59.79

(注) 当社は、自己株式を1,002千株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,002,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,123,300	111,233	-
単元未満株式	普通株式 4,820	-	-
発行済株式総数	普通株式 12,130,220	-	-
総株主の議決権	-	111,233	-

(注) 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己株式59株が含まれております。

【自己株式等】

2023年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ポート株式会社	東京都新宿区北新宿二 丁目21番1号	1,002,100	-	1,002,100	8.3
計	-	1,002,100	-	1,002,100	8.3

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2022年5月13日)での決議状況 (取得期間2022年5月16日～2022年6月30日)	340,000	200
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	274,700	199
残存決議株式の総数及び価額の総額	65,300	0
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	19.2	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	19.2	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	69	0
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2023年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	1,002,159	-	1,002,159	-

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、当面は経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

第12期事業年度につきましては、当社は成長過程にあり、財務体質の強化と事業拡大のための投資等を当面の優先事項と捉え、配当を実施しておりません。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

パーパスの体現や持続的な企業価値の向上、中期経営計画の達成に向けて、迅速な意思決定に資する経営システムの構築を目指しますとともに、経営の公正性と透明性を確保し、経営の監督機能等を強化するためコーポレート・ガバナンスの強化に積極的な投資をしていく必要があると考えております。そのためには、規律の確立や独立性の確保、業務執行を監督するための体制整備が重要であると考えており、優先的に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は持続的な企業価値の向上に向けて、M&Aを主要な事業戦略と位置付けており、また積極的に業務提携も実施しております。そのため、ガバナンス体制においては公正性と透明性を最大限重視しながらも、機動性のある意思決定、業務執行を実現し得る体制構築を優先し、業務執行取締役2名、監査等委員である独立社外取締役3名の独立社外取締役過半数の体制を採用しております。公正性と透明性並びに独立社外取締役の積極的な関与を可能とするため、取締役会においては審議時間の充分性の確保と重要事項における事前の協議会、四半期に一度の審議資料等の充分性のレビューを実施しており、また任意の委員会においては独立社外取締役を構成員としつつ、その過半を独立社外取締役としない場合においては委員会に権限移譲をせず、社外取締役が過半数を占める取締役会で決議することとしております。

イ．取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）3名（独立社外取締役3名）で構成されております。毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議及び決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、2022年6月23日開催の第11期株主総会において、取締役会議長を代表取締役社長以外が務めることを可能とする旨の定款変更を実施しており、現在は代表取締役社長（CEO）以外の取締役が議長を務め、健全な運営を目指しております。

ロ．監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名で構成され、3名すべて独立社外取締役であります。毎月開催される監査等委員会に加え、必要に応じて臨時委員会を開催しております。各監査等委員は取締役会をはじめとする重要な会議へ出席し、構成員として取締役会での議決権を持つことで、取締役会の業務執行の監督を行っております。また、財産の状況の調査、会計監査人の選解任や役員報酬に係る権限の行使等を通じて、取締役の職務執行及び内部統制システムに関わる監査を行っております。

各監査等委員は、取締役の業務執行に関する意思決定の適合性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法及び結果について監査を行い、会計監査人の選解任の要否について検討しております。

ハ．会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

二．コーポレート・ガバナンス委員会

当社は取締役会を含む当社経営体制及び経営判断の公正性と透明性を確保するため、またかかるガバナンス機能の有効性を維持、向上を目指すべく、取締役会議長と監査等委員会委員長を主な構成員とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。当委員会ではコーポレート・ガバナンス・システムの確立に向け、規律の設計や各種委員会のモニタリング、取締役会における重要事項の審議の充分性について検討し、経営及びコーポレート・ガバナンス全体を評価する役割を担っております。

ホ．指名委員会

当社は社外取締役を含む取締役で構成される任意の指名委員会を設置しております。当社事業戦略においてはM&A等により、グループ企業が増加傾向にあることから、連結子会社の役員選任、代表取締役選任、またそれらに向けた教育方針の決定を実施しております。またこれらの審議にあたっては執行部による情報提供が重要であることを鑑み、代表取締役社長をはじめとする監査等委員でない取締役を構成員としております。なお、2023年3月期においては、公正性と透明性の確保に向け監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役等の選任プロセスの再設計を実施するとともに、連結子会社役員に向けたコンプライアンス研修等の実施にあたり方針の決定を執り行いました。なお、現在の構成員は独立社外取締役が過半を占める体制ではないため、当委員会においては取締役会等から特別な権限移譲は実施せず、独立社外取締役が過半数を占める取締役会での審議及び決定をするための議案検討と役割としております。

ヘ．報酬委員会

当社は社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。当委員会は役員報酬に関する透明性・客観性を確保することも目的としており、当社取締役に留まらず連結子会社の役員報酬等についても積極的な関与、諮問を行っております。なお、独立社外取締役が過半数を占める構成ではありますが、委員長を社内取締役が務めていることから取締役会等から特別な権限移譲は実施せず、独立社外取締役が過半数を占める取締役会での審議及び決定をするための議案検討と役割としております。

ト．経営会議

当社では常勤取締役及び執行役員等の経営陣による経営会議を設置しております。経営会議は代表取締役社長の諮問機関として機能しており、取締役会決議事項の事前審議、全社方針の策定、その他の事業課題の共有並びに解決策の検討等が行われ、会社業務の円滑な運営を図ることを目的として運営しております。なお、当社では適正な運営のため、常勤の監査等委員を設置していないことも鑑み、取締役会議長及び監査等委員会との直接の報告ルートをもつ内部監査室においても議題及び議事録を確認することとしており、監査等委員である取締役も常時閲覧が可能な体制としております。

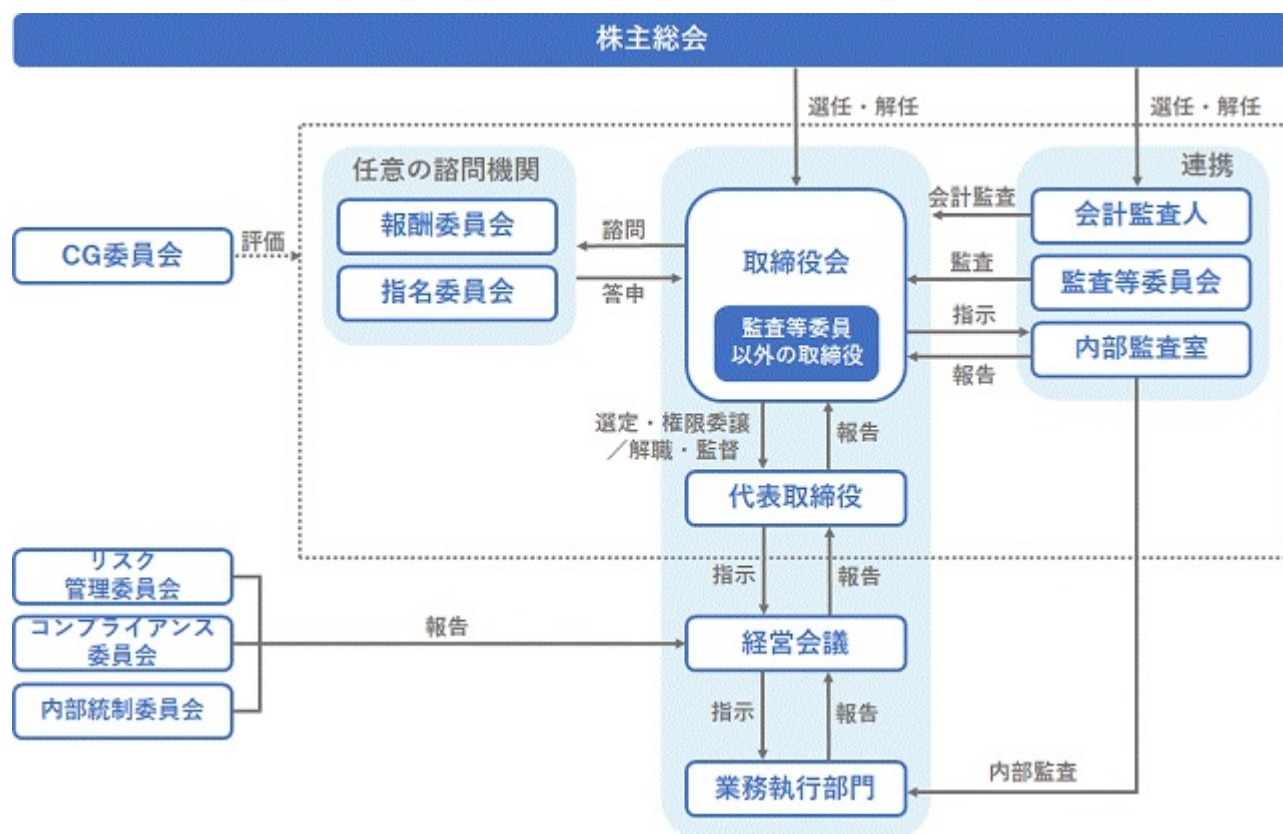
チ．内部監査室

当社では取締役会の下位機能として、内部監査室を設置しております。内部監査室では内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視しております。また、内部監査室は監査等委員会との定期的な会合を設け、積極的な情報共有を実施する体制を整えております。

本書提出日現在における機関ごとの構成員は、以下のとおりであります。（ は議長、委員長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営会議	指名委員会	報酬委員会	コーポレート・ガバナンス委員会
代表取締役	春日 博文	○			○		
取締役	丸山 侑佑			○			
監査等委員である社外取締役	富岡 大悟	○					○
監査等委員である社外取締役	大森愛久美 (伊田 愛久美)	○	○			○	○
監査等委員である社外取締役	馬淵 邦美	○	○		○	○	

当社の会社の機関及び内部統制システムの体制を図示すると、次のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2022年6月23日開催の取締役会にて、「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の改定を決議しており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

1．当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を複数名選任しており、社外取締役が過半数を超える体制を整備している。
- (2) 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査室を、また、内部統制システムの強化を推進し、その運用を支援するための体制として経営陣と内部監査室で構成される内部統制委員会を配置する。
- (3) 「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、コンプライアンス委員会を設置し、全役職員に対する教育・指導を主導する等の委員会活動を通じて、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。
- (4) 業務執行取締役は法令または定款に関する違反が発生し、または、その恐れがある場合は遅滞なく監査等委員会に報告する。

2．当社の取締役の職務の執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- (1) 取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る情報及び稟議書等、その職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程等の社内規則を定めて、情報の適切な記録管理体制を整備する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理委員会を設置し、予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えている。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置のうえ、迅速に対応する。
- (3) 前項の対策会議は必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として毎月1回の定時取締役会を開催する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を確保する。
- (2) 取締役は取締役会規程の定めに従い、取締役会において、職務の状況を報告する。
- (3) 取締役会の実効性と効率性を重要視し、代表取締役に限らず、適任者を議長として選任する体制を整えている。
- (4) 取締役会の諮問機関として、取締役会が選定した3名以上の取締役からなる委員で構成される指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高める。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 子会社の事業規模等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。
 - (2) 各子会社には原則として取締役及び事業責任者を派遣し、前項の報告すべき事項がすべて報告されていることを確認する。
- 2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) グループ全体のリスクについては各子会社の取締役社長および当社の管理部門が中心となりリスクを管理し、当社代表取締役社長が統括する。
 - (2) 不測の事態が発生した場合の対策責任者については、各子会社の事業規模等を考慮の上、子会社毎に取り決める。
- 3) 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
- 4) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 各子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。
 - (2) 各子会社も原則として当社の内部監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。

6. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、補助を行う使用人を配置する。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人についての人事異動に係る事項及び人事評価の決定については、監査等委員会に事前の同意を得る。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は監査等委員会の指揮命令下で補助業務を遂行し、その補助業務については取締役等からの指揮命令を受けないものとする。
7. 補助者の独立性、指示の実効性の確保に関する体制
 - (1) 監査等委員会の補助者は監査等委員会の指揮命令に従う。また補助者の身分確保を明文化する。
8. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社は、監査等委員会に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。
 - (2) 前項の内容を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
9. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
 - (1) 監査等委員会は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用し、費用を支出する権限を有する。
 - (2) 監査等委員会がその職務の執行について費用の支出の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに支出する。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は定期的に監査等委員会と会合をもち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見を交換し、監査等委員会監査の環境整備に努める。
 - (2) 監査等委員会は必要に応じて稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - (3) 経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として構成員の過半数を社外取締役とするコーポレート・ガバナンス委員会を設置する。

ロ．リスク管理体制の整備状況

当社は、業務上発生する可能性がある各種リスクを正確に把握、分析し、適切に対処すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。緊急事態が発生した場合、あるいはその発生が予想される場合は緊急事態対策本部が設置され、代表取締役が本部長になり、迅速な対応を行い、緊急事態の拡大を最小限にとどめ、早期に解決するよう努めております。

また当社は、内部通報制度を設け、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組んでおります。当社の従業員は、本制度を通じてコンプライアンス違反等の事実が生じているか、又は、生じようとしていることを社内外に設けた通報窓口に通報することができます。通報を受けた担当者は事実関係の把握に努め、適時適切に対応しております。

ハ．取締役の定数

当社の取締役は6名以内とする旨を定款で定めております。

ニ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

ホ．社外取締役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

へ．役員等賠償責任保険の概要等

当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約は2024年2月に更新される予定です。

ト．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

チ．株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

(a) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)の責任を法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(b) 中間配当制度に関する事項

当社は、株主への利益還元を機会を増やすことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を17回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
春日 博文	17回	17回
丸山 侑佑	17回	17回
富岡 大悟	14回	14回
大森 愛久美 (伊田 愛久美)	14回	14回
馬淵 邦美	17回	17回

(注) 富岡大悟氏及び大森愛久美(伊田愛久美)氏については、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会において、新たに監査等委員である取締役に選任されましたので、監査等委員である取締役の就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における主要な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、法令および定款に定められた事項等であります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性1名(役員のうち女性の比率20.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	春日 博文	1988年2月22日生	2011年4月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任(現任) 2018年5月 一般社団法人テレメディーズ理事 就任 2020年7月 株式会社ドアーズ代表取締役 就任(現任) 就活会議株式会社代表取締役 就任(現任) 2021年7月 一般社団法人テレメディーズ理事 就任(現任) 2022年1月 株式会社INE取締役 就任(現任)	(注) 2	4,066
取締役副社長	丸山 侑佑	1986年4月20日生	2009年4月 株式会社トライアンプ 入社 2012年2月 KLab株式会社 入社 2013年1月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 入社 2013年3月 株式会社ソーシャルリクルーティング (現 当社) 取締役副社長 就任(現任) 2020年10月 株式会社ドアーズ取締役 就任(現任) 就活会議株式会社取締役 就任(現任)	(注) 2	391
取締役(社外) 監査等委員	富岡 大悟	1986年6月19日生	2010年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2013年8月 フロンティア・マネジメント株式会社入社 2018年11月 Idealink株式会社取締役CFO 就任 2019年8月 M&A Bank株式会社代表取締役 就任 2019年9月 株式会社揚羽社外監査役 就任(現任) 2021年3月 GRASグループ株式会社社外監査役 就任 (現任) 2021年4月 ギグセールス株式会社(現 DORIRU株式会 社)社外監査役 就任(現任) 2021年6月 株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 就任(現任) 2022年6月 株式会社HITOSUKE社外取締役 就任(現任) 2022年6月 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任)	(注) 3	-
取締役(社外) 監査等委員	大森 愛久美 (伊田 愛久美)	1988年2月19日生	2001年10月 サイボウズ株式会社入社 2005年4月 株式会社メルカリ入社 Governance team(現任) 2007年1月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 2012年9月 法律事務所ZeLo・外国法共同事業 入所(現任) 2021年12月 株式会社HITOSUKE社外監査役 就任(現任) 2022年6月 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任)	(注) 3	-
取締役(社外) 監査等委員	馬淵 邦美	1965年10月14日生	1995年4月 Sapient Corporation 入社 1998年6月 株式会社DOE代表取締役社長 就任 2009年2月 ディーディービー・ジャパン株式会社 取締役 就任 2012年3月 オグルヴィ・ワン・ジャパン株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパ ン合同会社)代表取締役社長 就任 2012年3月 ネオ・アット・オグルヴィ株式会社 (現 ジオメトリー・オグルヴィ・ジャパ ン合同会社)代表取締役社長 就任 2016年2月 フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式 会社 入社 2018年7月 Facebook Japan株式会社 Director 就任 2018年9月 当社社外取締役 就任 2019年12月 株式会社マクアケ社外取締役 就任(現任) 2020年6月 株式会社リミックスポイント社外取締役 就任 2021年5月 ディップ株式会社社外取締役 就任(現任) 2022年6月 当社取締役(社外)監査等委員 就任(現任)	(注) 3	-
計					4,457

- (注) 1. 取締役馬淵邦美、富岡大悟及び大森愛久美(伊田愛久美)は、社外取締役であります。
 2. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 3. 監査等委員である取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時取締役会終結の時までであります。

社外取締役の状況

当社の社外取締役3名のうち、全員が監査等委員である社外取締役であります。

取締役馬淵邦美は経営について知見を有しており、経営監督機能などを期待して、招聘しております。

取締役富岡大悟は、公認会計士としての専門性と事業会社等での会計、財務、M&A分野における経験を当社の監査体制に反映することにより、監査等委員会監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。

取締役大森愛久美(伊田愛久美)は、弁護士としての専門性を有しており、企業法務とコーポレート・ガバナンス分野における経験を当社の監査体制に反映することにより、監査等委員会監査の強化を図ることができるものと判断し、選任しております。

なお、社外取締役と当社との間に人的関係、資本的关系又は取引などの特別な利害関係はありません。

当社においては、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては金融商品取引所が定める独立性基準や、機関投資家や議決権行使助言会社が定める独立性基準を参考にしており、現時点では十分な独立性を確保していると考えております。

監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員は、取締役会又は監査等委員会等を通じて、監査等委員会監査、内部監査及び会計監査の報告を受けるとともに、必要に応じて適宜打合せを行い、相互連携を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2022年6月23日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員は取締役会などの重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から業務執行に関する報告を受け、重要書類の閲覧等を行っており、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行を常に監督できる体制を取っております。

監査等委員は監査等委員会で情報を共有し、また、内部監査室や監査法人と随時意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行うなど連携を図り、監査機能の向上を図っております。

なお、監査等委員である富岡大悟は公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、監査等委員である大森愛久美(伊田愛久美)は弁護士資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会監査の状況

当社は、2022年6月23日をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。当事業年度において当社は監査等委員会を10回開催しており、個々の監査等委員である取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
富岡 大悟	10回	10回
大森 愛久美 (伊田 愛久美)	10回	10回
馬淵 邦美	10回	9回

監査等委員会では、主に、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等についての検討を行っております。

また、監査等委員である取締役の活動等は、取締役会への出席と意見陳述、代表取締役社長との意見交換、業務執行過程のモニタリング、稟議等重要な書類の閲覧、会計監査人の独立性の監視、計算書類・事業報告・重要な取引記録等の監査等であります。

内部監査の状況

当社は、取締役会から任命された内部監査室長1名が内部監査を行っております。内部監査室長は内部監査規程及び取締役会から承認を得た事業年度ごとの内部監査計画に基づき、各部門の業務活動に関し、社内規程やコンプライアンスに則り、適正かつ効率的に行われているか監査を行っております。監査の結果は取締役会に報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認が行われております。

内部監査室と監査等委員会は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行っております。内部監査室、監査等委員会及び監査法人は、監査法人が開催する監査講評会に内部監査室及び監査等委員が同席することによって情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時、意見交換を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定社員 業務執行社員 桐山 武志

指定社員 業務執行社員 池田 宏章

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、会計士試験合格者等3名、その他1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人としての独立性及び専門性を有していること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を有すること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人から品質管理体制、独立性や専門性、監査計画、監査結果の概要等の報告を受けるとともに、担当部署からもその評価について聴収を行い、同法人による会計監査が適正に行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
提出会社	42	-	47	-
連結子会社	-	-	-	-
計	42	-	47	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬を決定するにあたり、会社規模や監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、監査チームの独立性と専門性、継続した相当な監査状況及び報酬の水準を評価し、適当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように報酬額を決定するものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬を支給するものとしております。

(b) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(c) 金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の金額の決定に関する方針

取締役の報酬については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会に原案を諮問して得た答申に従い、取締役会において決定しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に当たっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い報酬原案を作成し、その後過半数が独立社外取締役で構成された取締役会において原案を審議し、決定しております。よって当該方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、任意の報酬委員会の諮問を経て、報酬決定方針に則り取締役会決議により決定しております。同委員会では、責任、役割、貢献度、所有株式数等を鑑み、各取締役の報酬等を決定しております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2022年6月23日開催の第11期定時株主総会において、年額500,000千円以内(うち社外取締役分は年額80,000千円以内)と決議いただいております。また、監査等委員である社外取締役の報酬限度額は、2022年6月23日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く。)	41,520	41,520	-	-	2
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	9,340	9,340	-	-	6

(注) 当社は、2022年6月23日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社へ移行後の期間に係るものであります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、政策保有株式が安定的な取引関係の構築や成長戦略に則った業務提携関係の維持・強化に繋がり、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、保有していく方針であります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

純投資目的以外の目的である投資株式につきましては、保有先企業との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要がある場合に取得・保有することとしております。

個別の政策保有株式の保有の合理性については、保有意義の再確認や、保有に伴う便益等が当社の企業価値の向上に資するか等を取締役会において総合的に検証しており、保有の意義が乏しいと判断される銘柄については、売却または縮減を検討することとしております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	7	160
非上場株式以外の株式	1	48

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	3	140	関係強化のため
非上場株式以外の株式	1	48	関係強化のため

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	前事業年度	当事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由 (注) 1	当社の株式の 保有の有無 (注) 2
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社ジェイック	-	16,800	営業取引の関係強化を目的 に株式を保有しております。 保有効果の具体的な記 載はできませんが、保有先 との取引状況の推移や将来 の見通し等を具体的に精査 し、保有の意義・目的を検 証しております。	無
	-	48		

(注) 1．定量的な保有効果の記載については、取引契約書上の問題等があり差し控えていただきます。保有の合理性は、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて具体的に精査し、保有の意義・目的について、定期的に検証しております。

(注) 2．当社の株主名簿等により確認できる範囲で記載しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備を行っております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構及び監査法人等が主催するセミナー等に参加する等を行っております。

(2) IFRSの適用については、国際財務報告基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。また、IFRSに基づく適正な連結財務諸表を作成するために、IFRSに準拠したグループ会計方針及び会計指針を作成し、それらに基づいて会計処理を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	7,25	3,962	3,872
営業債権及びその他の債権	8,25	1,506	1,745
その他の金融資産	25	291	46
その他の流動資産		117	208
流動資産合計		<u>5,878</u>	<u>5,872</u>
非流動資産			
有形固定資産	9	63	316
使用権資産	13	345	687
のれん	10	3,337	3,399
無形資産	10	443	607
その他の金融資産	25	156	438
繰延税金資産	11	94	111
その他の非流動資産		2	1
非流動資産合計		<u>4,443</u>	<u>5,562</u>
資産合計		<u>10,322</u>	<u>11,435</u>

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	14,25	109	150
社債及び借入金	12,25	1,024	1,055
引当金	15	-	3
その他の金融負債	25	1,082	924
未払法人所得税等		345	313
契約負債		28	40
リース負債	13	116	164
返金負債		16	30
その他の流動負債		337	339
流動負債合計		<u>3,060</u>	<u>3,023</u>
非流動負債			
社債及び借入金	12,25	3,908	3,647
引当金	15,25	28	98
リース負債	13,25	231	559
繰延税金負債	11	104	87
非流動負債合計		<u>4,274</u>	<u>4,392</u>
負債合計		<u>7,335</u>	<u>7,415</u>
資本			
資本金	16	934	944
資本剰余金	16	918	941
利益剰余金	16	1,119	2,193
自己株式	16	599	800
その他の資本の構成要素	16	4	37
親会社の所有者に帰属する 持分合計		<u>2,367</u>	<u>3,242</u>
非支配持分		<u>619</u>	<u>776</u>
資本合計		<u>2,986</u>	<u>4,019</u>
負債及び資本合計		<u>10,322</u>	<u>11,435</u>

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上収益	17	6,994	11,364
売上原価		1,333	2,020
売上総利益		5,660	9,343
販売費及び一般管理費	18	5,111	7,613
その他の収益	19	76	64
その他の費用	19	25	95
営業利益		599	1,699
金融収益	20	7	11
金融費用	20	42	51
税引前当期利益		564	1,658
法人所得税費用	11	199	426
当期利益		365	1,232
当期利益の帰属			
親会社の所有者		332	1,074
非支配持分		32	157
当期利益		365	1,232
1株当たり当期利益			
基本的1株当たり当期利益(円)	22	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	22	28.13	93.06

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期利益		365	1,232
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で 測定する資本性金融資産	21	0	33
その他の包括利益合計		0	33
当期包括利益		364	1,198
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		331	1,041
非支配持分		32	157
当期包括利益		364	1,198

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高		827	807	791	399	3	3	2,022	-	2,022
当期利益		-	-	332	-	-	-	332	-	332
その他の包括利益		-	-	-	-	0	0	0	-	0
当期包括利益合計		-	-	332	-	0	0	331	-	331
株式報酬	24	-	3	-	-	-	-	3	-	3
新株の発行	16	107	107	-	-	-	-	214	-	214
自己株式の取得	16	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動		-	-	5	-	-	-	5	619	614
所有者との取引額合計		107	110	5	200	-	-	13	619	632
期末残高		934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分						親会社の所有者に帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素				
						その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	その他の資本の構成要素合計			
期首残高		934	918	1,119	599	4	4	2,367	619	2,986
当期利益		-	-	1,074	-	-	-	1,074	157	1,232
その他の包括利益		-	-	-	-	33	33	33	-	33
当期包括利益合計		-	-	1,074	-	33	33	1,041	157	1,198
株式報酬	24	-	13	-	-	-	-	13	-	13
新株の発行	16	10	10	-	-	-	-	20	-	20
自己株式の取得	16	-	-	-	200	-	-	200	-	200
連結範囲の変動		-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有者との取引額合計		10	23	-	200	-	-	166	-	166
期末残高		944	941	2,193	800	37	37	3,242	776	4,019

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期利益		564	1,658
減価償却費及び償却費		206	299
金融収益及び金融費用		34	40
営業債権及びその他の債権の増減額 (は増加)		414	244
営業債務及びその他の債務の増減額 (は減少)		87	235
その他		333	76
小計		638	1,913
利息の支払額		27	38
法人所得税等の支払額		2	534
営業活動によるキャッシュ・フロー		614	1,339
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		43	309
有形固定資産の売却による収入		0	-
無形資産の取得による支出		29	160
投資有価証券の取得による支出		19	221
事業譲受による支出		13	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	360	-
定期預金の払戻による収入		-	250
敷金の預入による支出		-	119
敷金の返還による収入		-	59
その他		2	6
投資活動によるキャッシュ・フロー		469	507
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入れによる収入	23	50	-
短期借入金の返済による支出	23	75	25
長期借入れによる収入	23	2,536	491
長期借入金の返済による支出	23	556	861
リース負債の返済による支出		106	130
社債の発行による収入	23	-	295
社債の償還による支出	23	155	160
株式の発行による収入		199	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入		14	20
割賦未払金の返済による支出	23	300	350
自己株式の取得による支出		200	201
財務活動によるキャッシュ・フロー		1,406	921
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)		1,551	89
現金及び現金同等物の期首残高	7	2,411	3,962
現金及び現金同等物の期末残高	7	3,962	3,872

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ポート(以下「当社」という。)は日本に所在する株式会社であります。登記上の本社の住所は、当社ウェブサイト(<https://www.theport.jp/>)で開示しております。2023年3月31日に終了する当社の連結財務諸表は、当社及びその子会社(以下「当社グループ」という。)から構成されております。

当社グループは、「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、テクノロジー×リアルのアプローチにより社会課題を解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定によりIFRSに準拠して作成しております。

本連結財務諸表は、2023年6月23日に取締役会によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、注記「3. 重要な会計方針」にて別途記載している場合を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円(百万円単位、単位未満切捨て)で表示しております。

(4) 公表済みだが未適用のIFRSの新基準

当社グループの連結財務諸表の承認日時点で既に公表されている新基準、解釈指針のうち、当社グループの連結財務諸表に重要な影響を与えるものはありません。

(5) 新基準の早期適用

該当事項はありません。

3. 重要な会計方針

以下に記載されている会計方針は、本連結財務諸表に記載されているすべての期間に継続して適用しております。

(1) 連結の基礎

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。

当社グループ会社間の債権債務残高及び取引高、並びに当社グループ会社間取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成にあたり消去しております。

(2) 企業結合

企業結合は支配獲得日に取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、のれんとして認識しております。反対に下回る場合には、差額を純損益として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた連結会計年度末までに完了していない場合は、完了していない項目を暫定的な金額で報告しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報を反映するために、取得日時点で認識した暫定的な金額を遡及修正しております。新たに得た情報が資産と負債の新たな認識をもたらす場合には、追加の資産と負債を認識しております。測定期間は1年を超えない期間であります。

仲介手数料、助言、法律、会計、評価、その他の専門家又はコンサルティングの報酬等の取得関連コストは、発生してサービスが提供された期間に費用として処理しております。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成しております。

(4) 金融商品

非デリバティブ金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融資産に関する契約の当事者となった時点で当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

() 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。利息は金融収益として当期の純損益に認識しております。

() 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。ただし、資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

(d) 減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を損失評価引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を損失評価引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で損失評価引当金を認識しております。

非デリバティブ金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融負債に関する契約の当事者になった時点で当該金融商品を認識しております。

すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、金融負債の発行に直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

() 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

() 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、実効金利法による償却原価により測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得については金融収益の一部として、損失については金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(c) 金融負債の認識の中止

金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

(5) 有形固定資産

有形固定資産の認識後の測定については、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連するコスト及び資産の原状回復コストが含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

(6) のれん

当初認識時におけるのれんの測定については、注記「3.重要な会計方針(2)企業結合」に記載しております。

のれんは、当初認識時においては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度における一定時期及び減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を認識しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

(7) 無形資産

無形資産については、原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

企業結合により取得した無形資産は当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

ソフトウェア	5年
商標権	12年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(8) リース

借手としてのリース取引について、リース開始日に使用权資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料の現在価値で、使用权資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

使用权資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法により減価償却しております。リース料は、利息法に基づき、金利費用とリース負債の返済額とに配分しております。金利費用は、金融費用として純損益で認識しております。

ただし、リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(9) 非金融資産の減損

繰延税金資産及びのれんを除く当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日現在ごとに資産が減損している可能性を示す兆候の有無を検討しております。そのような減損の兆候のいずれかが存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれんについては、減損の兆候の有無に係わらず各連結会計年度における一定時期に回収可能価額を見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額とされます。使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローの見積りは、貨幣の時間価値及び当該資産固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引きます。

個別資産の回収可能価額の見積りが可能でない場合は、当該資産を含み、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループである資金生成単位について、回収可能価額を見積ります。のれんは、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待される資金生成単位に配分しております。

全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを発生させないため、全社資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は、全社資産が属する資金生成単位について回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該資金生成単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分によって当該資産の帳簿価額を減額するように配分しております。

のれんについて認識した減損損失は戻し入れません。その他の資産について過去に認識した減損損失は、連結会計年度末日において、もはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候の有無を検討しております。回収可能価額の算定に用いた見積りに変更があった場合は、減損損失を戻し入れております。この場合には、減損損失がなかったとした場合の(償却又は減価償却控除後の)帳簿価額を超えない金額を上限として、純損益として戻し入れております。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の測定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借物件の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、認識しております。

(11) 従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的又は推定的債務を負っており、かつその金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

有給休暇については、将来の有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供した時点で負債として認識しております。

(12) 収益認識

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)に基づく金融収益を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

具体的な収益認識の基準は注記「17. 売上収益」に記載しております。

(13) 金融収益及び金融費用

金融収益は主として、受取利息等から構成され、受取利息は実効金利法に基づき発生時に認識しております。

金融費用は主として、借入金に対する支払利息等から構成され、支払利息は実効金利法に基づき発生時に認識しております。

(14) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金費用及び繰延税金資産及び負債の変動である繰延税金費用から構成されております。これらは、企業結合に関するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

当期税金費用は、当期の課税所得について納付すべき税額で測定しております。これらの税額は期末日において制定、又は実質的に制定されている税率に基づき算定しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異等に対して認識しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金や繰越税額控除のような、将来の税務申告において税負担を軽減させるものについて、それらを回収できる課税所得が生じる可能性の高い範囲内で認識しております。一方、繰延税金負債は、将来加算一時差異に対して認識しております。ただし、以下の一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債を認識しておりません。

(ア)のれんの当初認識から生じる一時差異

(イ)企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異

(ウ)子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

子会社に係る将来減算一時差異については、当該将来減算一時差異が予測し得る期間内に解消し、使用解消となる課税所得が稼得される可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しております。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定、又は実質的に制定されている法人所得税法令に基づいて、繰延税金資産が回収される期又は繰延税金負債が決済される期に適用されると見込まれる税率に基づいて算定しております。

繰延税金資産及び負債は、当社グループが当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又はこれら税金資産及び税金負債が同時に実現することを意図している場合には、連結財政状態計算書において相殺して表示しております。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の期中平均株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響について、親会社の所有者に帰属する当期利益及び発行済株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(16) 資本

普通株式

当社が発行した普通株式は、発行価額を資本金及び資本剰余金に認識し、直接発行コスト(税効果考慮後)は資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式は取得原価で評価し、資本から控除しており、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失を純損益として認識しておりません。なお、帳簿価額と処分時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(17) 株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。株式報酬の付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり、人件費として認識し、同額を資本剰余金の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。また、条件については定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用し、移行日(2020年4月1日)より前に権利確定したストック・オプションについて、IFRS第2号「株式に基づく報酬」を遡及適用しておりません。

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

当社グループの翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を与える可能性のある会計上の判断、見積り及び仮定に関する主な情報は、以下のとおりであります。

- ・のれんの減損(注記「3. 重要な会計方針(6) のれん」及び注記「10. のれん及び無形資産」)
- ・金融商品の公正価値(注記「3. 重要な会計方針(4) 金融商品」及び注記「25. 金融商品」)

5. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

なお、当社グループは、成約支援事業の単一セグメントであります。

(2) セグメント収益及び業績

当社グループは、成約支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(3) 製品及びサービスに関する情報

提供している製品及びサービス並びに収益の額については、注記「17. 売上収益」に記載のとおりであります。

(4) 地域別に関する情報

当社グループは、外部顧客からの国内売上収益が、連結損益計算書の売上収益の大部分を占めるため、地域別の売上収益の記載を省略しております。

また、国内所在地に帰属する非流動資産の帳簿価額が、連結財政状態計算書の非流動資産の大部分を占めるため、地域別の非流動資産の記載を省略しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への売上収益のうち、連結損益計算書の売上収益の10%以上を占める相手先は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

相手先	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
株式会社レントラックス	1,090	1,222
Performance Horizon Group株式会社	781	-

(注) 当連結会計年度における売上収益に占めるPerformance Horizon Group株式会社の割合は10%未満であるため、記載を省略しております。

6. 企業結合

(1) 前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

) 株式会社INE

a. 被取得企業の名称及び説明

被取得企業の名称：株式会社INE

被取得企業の事業の内容：電気領域におけるマッチングメディアの運営他

b. 取得日

2022年1月4日

c. 取得した議決権付資本持分の割合

50.91%

d. 企業結合の主な理由

当社とINE社、それぞれのノウハウ、アセットを活用しシナジーを創出し、成長市場におけるシェアの拡大、業績の向上ひいては「カーボンニュートラル」の実現に貢献できる事業の創出により企業価値向上を実現するためであります。

e. 被取得企業の支配を獲得した方法

現金を対価とした株式取得

f. 取得対価、取得資産及び引受負債の公正価値

2022年1月4日現在

(単位：百万円)

取得対価の公正価値	
現金	2,036
取得対価合計	2,036
取得資産及び引受負債の公正価値	
流動資産	2,132
非流動資産	91
資産合計	2,223
流動負債	506
非流動負債	521
負債合計	1,027
取得資産及び引受負債の公正価値(純額)	1,193
非支配持分	585
のれん	1,428

取得対価は、支配獲得日における公正価値を基礎として、取得した資産に配分しております。

取得した資産及び負債の公正価値は、第三者によるデュー・デリジェンスを通じて精査した財務・財産の状況及び企業価値等を総合的に勘案のうえ、算定しております。

非支配持分は、取得日における被取得企業の識別可能純資産額に、非支配株主の持分比率を乗じて測定しております。

のれんの主な内容は、将来の超過収益力の合理的な見積りのうち、個別の資産として認識されなかったものであります。認識されたのれんは税法上、損金算入できないものであります。なお、のれんの金額は、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

g. 企業結合により認識した無形資産の耐用年数

現時点では確定しておりません。

h. 取得した債権の公正価値

営業債権及びその他の債権の公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

i. 連結損益計算書に認識されている取得日以降の被取得企業の売上収益及び当期利益

売上収益	881百万円
当期利益	63百万円

j. 取得日が連結会計年度の期首であったとした場合の結合後企業の当連結会計年度における売上収益及び当期利益

売上収益	3,815百万円
当期利益	609百万円

(注) 当該金額については、監査証明を受けておりません。

k. 取得関連コスト

29百万円(連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含まれております。)

1. 取得に伴うキャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	金額
取得により支出した現金及び現金同等物	2,036
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	1,676
子会社の取得による支出	360

(2) 当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(企業結合に係る暫定的な会計処理の確定)

当社は、2022年1月に実施した株式会社INEの企業結合について、前連結会計年度においては取得資産及び引受負債の公正価値等が確定していなかったため暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に確定しております。なお、この暫定的な会計処理の確定に伴う影響は軽微であります。

7. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の内訳は以下のとおりであります。なお、現金及び現金同等物の連結財政状態計算書上の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の残高は一致しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
現金及び預金	3,962	3,872
合計	3,962	3,872

8. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
売掛金	1,497	1,748
未収入金	10	3
損失評価引当金	0	6
合計	1,506	1,745

9.有形固定資産

増減表

有形固定資産の帳簿価額の増減及び取得原価、減価償却累計額は以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	建物	工具、器具 及び備品	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	38	21	-	59
取得	0	23	-	23
企業結合	1	1	-	2
売却又は処分	0	0	-	0
科目振替	0	0	-	-
減価償却費	5	16	-	22
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	34	29	-	63
取得	201	108	-	310
企業結合	-	-	-	-
売却又は処分	17	2	-	19
科目振替	-	-	-	-
減価償却費	9	28	-	37
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	208	107	-	316

取得原価

(単位：百万円)

	建物	工具、器具 及び備品	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	50	53	-	103
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	53	78	-	131
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	219	176	-	395

減価償却累計額

(単位：百万円)

	建物	工具、器具 及び備品	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	12	31	-	43
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	19	49	-	68
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	10	69	-	79

10. のれん及び無形資産

(1) 増減表

のれん及び無形資産の帳簿価額の増減、取得原価並びに償却累計額及び減損損失累計額は、以下のとおりであります。

帳簿価額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連 無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	1,909	147	198	82	0	429
取得	-	88	-	-	-	88
企業結合	1,428	-	-	-	-	-
売却又は処分	-	-	-	-	-	-
科目振替	-	-	-	-	-	-
償却費	-	50	17	7	-	75
減損損失	-	-	-	-	-	-
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	3,337	185	181	75	0	443
取得	-	275	-	-	-	275
企業結合	61	-	-	-	-	-
売却又は処分	-	0	-	-	-	0
科目振替	-	-	-	-	-	-
償却費	-	72	17	7	-	97
減損損失	-	14	-	-	-	14
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	3,399	374	163	68	0	607

取得原価

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連 無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	1,909	422	212	87	0	723
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	3,337	325	212	87	0	626
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	3,399	523	212	87	0	823

償却累計額及び減損損失累計額

(単位：百万円)

	のれん	無形資産				
		ソフトウェア	商標権	顧客関連 無形資産	その他	合計
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	-	275	13	4	-	293
前連結会計年度末 (2022年3月31日)	-	139	31	12	-	182
当連結会計年度末 (2023年3月31日)	-	148	48	19	-	216

償却費は、連結損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。

(2) のれんの減損テスト

当社グループはのれんについて、減損の兆候の有無に係わらず各連結会計年度における一定時期に減損テストを実施しております。減損テストの回収可能価額は、使用価値又は処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれが高い金額としております。

企業結合で生じたのれんは、取得日に、企業結合から利益がもたらされる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

各資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
就活会議株式会社	638	638
株式会社ドアーズ	1,270	1,270
株式会社INE	1,428	1,490
合計	3,337	3,399

使用価値の算定に用いた重要な仮定は以下のとおりであります。

資金生成単位又は 資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	割引率(%)	成長率(%)	割引率(%)	成長率(%)
就活会議株式会社	12.1	0.0	11.1	0.0
株式会社ドアーズ	10.0	0.0	10.6	0.0
株式会社INE	8.7	0.0	9.0	0.0

使用価値は、必要に応じて外部の専門家を利用して、経営者が承認した事業計画に基づくキャッシュ・フローの見積額を、現在価値に割り引くことで算定しております。

使用価値の算定に用いる事業計画は5年とし、業界の将来に関する経営者の評価や過去の実績等に基づき作成しております。

使用価値の算定に用いる事業計画を超えて発生すると見込まれるキャッシュ・フローは、資金生成単位グループの市場の長期平均成長率をもとに継続価値を見積っております。

割引率は、資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストを基礎に算定しております。

処分コスト控除後の公正価値については、マーケット・アプローチを用いて測定しております。マーケット・アプローチにおいては、取引事例における売却価額を用いております。なお、公正価値測定において、観察可能でないインプットを使用しているため、当該公正価値ヒエラルキーはレベル3に分類されております。

なお、減損テストに用いた仮定が合理的に予測可能な範囲に変化したとしても、回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと判断しております。

11. 法人所得税

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債

増減表

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異の将来課税所得に対する利用可能性、将来課税所得の十分性及びタックスプランニングを考慮しております。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	2021年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	その他	2022年 3月31日
繰延税金資産					
資産調整勘定	18	0	-	-	19
未払費用	10	5	-	-	15
未払事業税	0	28	-	-	29
その他	23	4	-	0	29
小計	53	39	-	0	94
繰延税金負債					
識別可能な無形資産	96	6	-	-	103
その他	-	1	-	-	1
小計	96	7	-	-	104
合計	42	31	-	0	10

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	2022年 4月1日	純損益を 通じて認識	その他の 包括利益に おいて認識	その他	2023年 3月31日
繰延税金資産					
資産調整勘定	19	12	-	-	31
未払費用	15	14	-	-	30
未払事業税	29	19	-	-	9
その他	29	10	-	-	39
小計	94	17	-	-	111
繰延税金負債					
識別可能な無形資産	103	15	-	-	87
その他	1	1	-	-	0
小計	104	17	-	-	87
合計	10	34	-	-	24

未認識の繰延税金資産

a. 将来減算一時差異

繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
将来減算一時差異	441	191

b. 税務上の繰越欠損金

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額及び繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
1年以内	-	-
1年超5年以内	-	-
5年超	100	35
合計	100	35

未認識の繰延税金負債

該当事項はありません。

(2) 法人所得税費用

純損益を通じて認識された法人所得税費用の内訳は、以下のとおりであります。

日本国内の法人所得税費用は主に法人税、住民税及び事業税から構成されており、その他はその所在地における税法等に従い、一般的な適用税率により計算しております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期税金費用		
当期課税	231	460
過年度修正	-	-
小計	231	460
繰延税金費用		
一時差異の発生及び解消	31	34
小計	31	34
合計	199	426

(3) 税率の調整

適用税率と平均実際負担税率との差異要因は、以下のとおりであります。

当社グループは、主に日本国の税法に基づき法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した当連結会計年度の法定実効税率は30.6%(前連結会計年度は30.6%)であります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
適用税率	30.6	30.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.2
事業税付加価値割	2.6	1.6
連結子会社の税率差異	2.9	1.6
子会社取得による影響	7.3	-
評価性引当額の増減	6.6	4.6
法人税額の特別控除	2.5	3.2
その他	0.7	0.4
平均実際負担税率	35.3	25.8

12. 社債及び借入金

(1) 社債及び借入金の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)	平均利率 (%)	返済(償還) 期限
短期借入金	25	-	-	
1年内償還予定の社債	154	198	0.3	-
1年内返済予定の 長期借入金	845	857	0.7	-
社債	388	486	0.3	2024年9月 ~2030年1月
長期借入金	3,520	3,161	0.7	2024年4月 ~2030年9月
合計	4,933	4,703		-
流動負債	1,024	1,055		-
非流動負債	3,908	3,647		-
合計	4,933	4,703		-

(注) 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

一部の借入金については財務制限条項が付されておりますが、当該条項を遵守しております。当該条項につきましては、要求される水準を維持するようにモニタリングしております。

(2) 社債の発行条件の要約は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

会社名・銘柄	発行年月日	発行残高	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)	利率(%)	償還期限
ポート株式会社 第1回無担保社債	2020年 9月10日	750	512	375	0.34	2025年 9月
ポート株式会社 第2回無担保社債	2023年 1月31日	300	-	300	0.24	2030年 1月
株式会社INE 第1回無担保社債	2020年 1月27日	50	30	20	0.42	2025年 1月

13. リース

(1) 連結財政状態計算書に認識された金額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
使用権資産		
建物及び建物附属設備	345	687
工具、器具及び備品	-	-
その他	-	-
合計	345	687
リース負債		
流動負債	116	164
非流動負債	231	559
合計	348	724

(2) 連結損益計算書に認識された金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
使用権資産の減価償却費		
建物及び建物附属設備を原資産とするもの	108	163
工具、器具及び備品を原資産とするもの	-	-
減価償却費合計	108	163
リース負債に係る金利費用	4	3
短期リースに関連するリース費用	-	-
少額資産に関連するリース費用	-	-
リースに関連する費用合計(純額)	4	3

(注) 前連結会計年度に111百万円、当連結会計年度に136百万円のリースによるキャッシュ・アウトフローを認識しております。

当社グループは、オフィスビルや備品をリースしております。オフィスビルや備品の賃貸借契約は通常2年から5年で締結しております。リースは、リースされた資産が当社グループによって利用可能となる日付時点で、使用权資産及び対応する負債として認識しております。

各リース料の支払いは、負債の返済分と金利費用に分配しております。金利費用は、各期間において負債残高に対して一定の期間利率となるように、リース期間にわたり純損益において費用処理しております。

リース期間を決定する際に、延長オプション、解約オプション、経済的インセンティブを創出するようなすべての事実及び状況を検討しております。

14. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
買掛金	68	102
その他	40	48
合計	109	150

15. 引当金

引当金の内訳及び増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	資産除去債務
前連結会計年度期首(2021年4月1日)	28
期中増加額(繰入)	-
期中減少額(目的使用)	-
期中減少額(戻入)	-
その他	-
前連結会計年度末(2022年3月31日)	28
期中増加額(繰入)	92
期中減少額(目的使用)	19
期中減少額(戻入)	-
その他	-
当連結会計年度末(2023年3月31日)	101
流動負債	3
非流動負債	98

(1) 資産除去債務

資産除去債務は建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。支出の時期は、将来の事業計画等により影響を受けます。

16. 資本及びその他の資本項目

(1) 授権株式数及び発行済株式数

授権株式数及び発行済株式数の増減は以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
授権株式数		
普通株式	42,908,600	42,908,600
発行済株式数		
期首残高	11,708,220	12,041,890
期中増加(注) 2	333,670	88,330
期中減少	-	-
期末残高	12,041,890	12,130,220

(注) 1. 当社の発行する株式は、すべて権利内容に何ら限定のない無額面普通株式であります。

2. 第三者割当増資による新株の発行及び新株予約権の行使によるものであります。

(2) 資本剰余金

資本準備金

日本における会社法では、株式の発行に対しての払込み又は給付に係る額の2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれている資本準備金に組み入れることが規定されております。また、会社法では、資本準備金の額は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

新株予約権

当社グループの役員及び従業員等に対して付与した新株予約権であります。

(3) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当による減少する剰余金の額の10分の1を、資本準備金及び利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。

積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができることとされております。

当社における会社法上の分配可能額は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された当社の会計帳簿上の利益準備金の金額に基づいて算定されております。

また、会社法は分配可能額の算定にあたり一定の制限を設けており、当社はその範囲内で利益剰余金の分配を行うこととしております。

(4) 自己株式

自己株式の増減は、以下のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
期首残高	457,100	727,390
期中増加(注)	270,290	274,769
期中減少	-	-
期末残高	727,390	1,002,159

(注) 2022年2月24日及び2022年5月13日開催の取締役会の決議による取得及び単元未満株式の買取によるものであります。

(5) その他の資本の構成要素

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の取得価額と公正価値の評価差額であります。

17. 売上収益

(1) 収益の分解

当社グループは、単一セグメントの成約支援事業を展開しております。顧客との契約から認識した収益の分解は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
人材支援サービス	2,308	3,779
販促支援サービス	3,957	6,899
新規・その他	728	685
合計	6,994	11,364

(注) 当連結会計年度より、報告セグメントの名称を「インターネットメディア事業」から「成約支援事業」に変更しております。また、「就職領域」を「人材支援サービス」に、「エネルギー領域」、「ファイナンス領域」、及び「リフォーム領域」を「販促支援サービス」に変更しております。それに伴い、前連結会計年度において「エネルギー領域」、「ファイナンス領域」、及び「リフォーム領域」として表示していた金額を「販促支援サービス」に集約しております。

人材支援サービス

人材支援サービスでは、主に、就職活動を中心に全ての人のキャリア選択に役立つ、国内最大級の就活ノウハウ情報サイト「キャリアパーク！」の運営等を行っております。

(i) アライアンスサービス

アライアンスサービスにおいては、契約に基づき、主として、「キャリアパーク！」等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への資料請求やユーザー登録、申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(ii) 人材紹介サービス

人材紹介サービスにおいては、契約に基づき個々の採用の成立に関するサービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は、個々の紹介者の内定承諾時点で充足すると判断し、同時時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、紹介者が契約に定める一定の期間内に内定辞退する場合には、対価の一部を顧客に返金することが定められていることから、当該返金相当額を返金負債として認識し、契約に定められた対価から返金負債を控除した金額に基づき、収益を計上しております。返金に係る負債の見積りは、過去の返金実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

販促支援サービス

(i) エネルギー領域

エネルギー領域では、主に新電力に関するマッチングDXメディアである「エネチョイス」「引越手続き.com」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、電力等の切替のニーズがあり、顧客の定める成果条件を満たすユーザーを送客する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーを顧客へ取り次いだ時点（顧客データベースへの登録等）で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益認識後はおおむね、3か月以内に支払いを受けております。

なお、事後的な取次の否認等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を認識しております。事後的な否認等の変動対価の見積りは、過去の事後的な否認等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

(ii) カードローン領域

カードローン領域では、主に、カードローンに関するプロの解説とみんなの口コミが集まるカードローン情報サイト「マネット」の運営等を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、マネット等のメディアにおいて顧客の広告を掲載し、ユーザーを顧客へ送客することによって顧客が定める成果条件を達成する義務を負っております。当該履行義務は、ユーザーが顧客への申込み等の一定の行為に至り、その成果が顧客に承認された時点で充足すると判断し、当該時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(iii) リフォーム領域

リフォーム領域では、主に、住宅の外壁塗装に関する情報を提供する「外壁塗装の窓口」の運営を行っております。

当領域における送客サービスにおいては、契約に基づき、主として、ユーザーを顧客へ送客することによって、個々の外壁塗装に係る施工契約の成立に関するサービスの提供を負う義務を負っております。当該履行義務は、個々の外壁塗装の施工契約の成立時点で充足すると判断し、同時点で収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。なお、事後的な値引き等の対価の変動を含む取引契約については、契約に定められた対価から変動対価を控除した金額に基づき、収益を計上しております。事後的な値引き等の変動対価の見積りは、過去の事後的な値引実績等に基づいた期待値法により行い、収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

新規・その他

新規・その他では、主に、フリーランスマッチングサービスの運営等及び新規事業開発を行っております。

当領域におけるフリーランスマッチングサービスにおいては、契約に基づき、契約期間にわたって顧客へ労働力を提供する義務を負っております。当該履行義務は労働力の提供に応じて充足すると判断し、契約期間におけるフリーランスの稼働実績に応じて収益を認識しております。収益を認識後、概ね1ヵ月以内に支払いを受けております。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
顧客との契約から生じた債権			
売掛金	804	1,497	1,748
契約負債	74	28	40

連結財政状態計算書において、顧客との契約から生じた債権のうち、売掛金は営業債権及びその他の債権に含まれております。前連結会計年度及び当連結会計年度に認識された収益について、期首時点で契約負債に含まれていた金額はそれぞれ74百万円及び28百万円であります。契約負債は、主に採用支援サービスにおいて顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行コストについて認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

18. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
広告宣伝費	2,863	4,191
給料及び手当	897	1,127
減価償却費及び償却費	153	214
その他	1,196	2,079
合計	5,111	7,613

19. その他の収益及びその他の費用

(1) その他の収益

その他の収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
助成金収入	7	24
受取手数料	28	23
固定資産売却益	36	0
雑収入	3	15
その他	0	0
合計	76	64

(2) その他の費用

その他の費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払手数料	11	32
支払報酬料	12	0
固定資産除却損	0	18
減損損失	-	14
事務所移転費用	-	23
その他	1	7
合計	25	95

20. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益

金融収益の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産：		
現金及び現金同等物	0	0
公正価値の評価益及び実現益		
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：		
企業結合に係る条件付対価	7	11
合計	7	11

(2) 金融費用

金融費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債：		
社債	9	7
借入金	24	36
割賦未払金	3	0
リース負債	4	5
合計	42	51

21. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び純損益への組替調整額、並びに税効果の影響は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する 資本性金融資産		
当期発生額	0	33
組替調整額	-	-
税効果調整前	0	33
税効果額	-	-
税効果調整後	0	33
純損益に振り替えられることのない項目合計	0	33
その他の包括利益合計	0	33

22. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	332	1,074
当期利益調整額(百万円)	-	-
希薄化後1株当たり当期利益の計算に使用する 当期利益(百万円)	332	1,074
期中平均普通株式数(株)	11,451,124	11,130,078
普通株式増加数		
新株予約権(株)	367,467	418,868
希薄化後の期中平均株式数(株)	11,818,591	11,548,946
1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	29.03	96.57
希薄化後1株当たり当期利益(円)	28.13	93.06
希薄化効果を有しないため、希薄化後1株当たり 当期利益の計算に含めなかった金融商品	第6回新株予約権	-

23. キャッシュ・フロー情報

(1) 重要な非資金取引(現金及び現金同等物を使用しない投資及び財務取引)は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
新たなリース契約または更新により取得した使用権資産	-	656
リース契約の解消に伴い減少した使用権資産	-	188

(2) 財務活動から生じる負債の変動

財務活動から生じる主な負債の変動は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	社債	短期借入金	長期借入金	割賦未払金
前連結会計年度期首 (2021年4月1日)	654	50	1,748	645
キャッシュ・フロー 非資金取引	155	25	1,979	300
企業結合	35	-	680	-
その他	7	-	41	2
前連結会計年度期末 (2022年3月31日)	542	25	4,366	348
キャッシュ・フロー 非資金取引	135	25	370	350
その他	6	-	23	1
当連結会計年度期末 (2023年3月31日)	684	-	4,018	-

24. 株式報酬

(1) 株式報酬制度の内容

当社グループは、株式に基づく報酬として、ストック・オプション制度を採用しております。

当社又は子会社の株主総会又は取締役会において承認された内容に基づき、当社グループの役員及び従業員に対して付与されております。権利行使期間は新株予約権割当契約書に定められており、その期間内に行使されない場合は、当該オプションは失効します。

当社グループの株式報酬制度は、持分決済型株式報酬として会計処理されております。株式報酬に係る費用は以下のとおりであります。

株式報酬に係る費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
持分決済型	3	13
合計	3	13

当社が発行しているストック・オプション

当社が発行しているストック・オプションは以下のとおりであります。

当社は、当社及び子会社の取締役及び従業員を対象として、持分決済型のストック・オプションを付与しております。ストック・オプションの行使により付与される株式は、当社が発行する株式であります。

	付与数 (株)(注1)	付与日	行使期間	行使価格 (円)	付与日の 公正価値(円)
第2回(注2、3)	56,400	2016年1月24日	自 2018年1月25日 至 2025年12月25日	218	137
第4回(注2、3)	67,300	2017年3月31日	自 2019年4月1日 至 2026年3月1日	230	127
第5回(注2、4)	336,540	2017年7月18日	自 2019年7月19日 至 2027年7月18日	230	122
第5回(注2、3)	381,460	2018年3月13日	自 2020年3月14日 至 2028年3月13日	230	123
第6回(注5)	640,000	2019年9月4日	自 2022年7月1日 至 2024年8月25日	938	7
第7回(注5)	112,800	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2024年5月14日	625	1
第8回(注5)	118,000	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日	625	1
第9回(注2、5)	40,000	2021年2月12日	自 2023年5月15日 至 2025年5月14日	625	1

(注1) スtock・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(注2) 権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りではありません。

(注3) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場した日から起算して1年を経過した日以降に、割当数の2分の1を上限として行使でき、2年を経過した日からは割当数のすべてを行使することができます。

(注4) 当社株式がいずれかの証券取引所に上場することが行使の条件となっております。

(注5) 権利確定条件の詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

当社が発行しているストック・オプション

ストック・オプションの数量及び加重平均行使価格は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)	株式数 (株)(注1)	加重平均行使価格 (円)
期首未行使残高	1,394,130	611	1,327,560	629
付与	-	-	-	-
行使	64,570	230	63,500	229
失効	2,000	625	2,000	625
満期消滅	-	-	-	-
期末未行使残高	1,327,560	629	1,237,230	658
期末行使可能残高	458,760	229	970,430	667
加重平均残存契約年数	3.5年		2.4年	
期末現在の未行使のストック・ オプションの行使価格の範囲	218円～938円		218円～938円	

(注1) ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、第2回～第5回 ストック・オプション1個に対して付与される株式数は10株、第6回～第9回ストック・オプション1個に対して付与される株式数は100株であります。

(注2) 権利行使時における加重平均株価は、前連結会計年度において1,795円、当連結会計年度において750円であります。

(3) ストック・オプションの公正価値及び公正価値の算定方法

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

期中に付与されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

期中に付与されたストック・オプションはありません。

25. 金融商品

(1) 資本管理

当社グループは、持続的な成長を通じて、企業価値を最大化することを目指して資本管理をしております。事業規模の拡大と新規事業を通じた収益基盤の多様化に取り組んでおり、その資金需要は手元資金で賄うことを基本方針とし、必要に応じて資金調達を実施しております。

当社グループが資本管理において用いる指標は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当連結会計年度 (2023年3月31日)
有利子負債	4,933	4,703
現金及び現金同等物	3,962	3,872
純有利子負債(差引)	970	830
自己資本額	2,367	3,242
自己資本比率(%)	22.9	28.4

(注) 有利子負債：社債及び借入金
自己資本額：親会社の所有者に帰属する持分合計
自己資本比率：自己資本額 / 負債及び資本合計

(2) 財務上のリスク管理

当社グループは経営活動を行う過程において、財務上のリスク(信用リスク、流動性リスク、市場リスク)に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。

また、当社グループは、投機的な取引は行わない方針であります。

信用リスク

()信用リスク管理活動

信用リスクは、取引先の債務不履行により、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクであります。当社グループは、与信管理規程等に基づいて、取引先に対して与信限度額を設定し、管理しております。なお、当社グループは単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有しておりません。

()信用リスクに対する最大エクスポージャー

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは、連結財政状態計算書に表示している金融資産の減損後の帳簿価額であります。

()信用リスク管理実務

営業債権及びその他の債権、その他の金融資産については、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮して、将来の予想信用損失を測定して、損失評価引当金を認識しております。信用リスクが著しく増加しているか否かについては、債務不履行発生リスクの変動により評価しております。そのために、取引先の財務状況、過去の貸倒損失計上実績、過去の期日経過情報などを考慮して判断しております。

営業債権には重要な金融要素が含まれていないため、営業債権に係る損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しており、取引内容や取引規模に応じ、全期間の予想信用損失を個別に測定する場合と集合的に測定する場合があります。集合的に測定する場合であっても、営業債権の見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える、以下のような1つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損した営業債権は個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・債務者の重大な財政的困難
- ・債務不履行又は期日経過などの契約違反
- ・債務者が破産又は他の財務上の再編を行う可能性が高くなったこと

その他の金融資産(その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産を除く)に係る損失評価引当金は、12ヵ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。営業債権と同様の判断基準で見積将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える、一つ又は複数の事象が発生している場合には、信用減損したその他の金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。また、信用減損した金融資産について、信用調査の結果、その全部又は一部を回収するという合理的な予想を有しておらず、直接償却することが適切と判断された場合には、直接償却を行っております。

なお、当社グループの顧客は信用力の高い企業等が多いため、信用リスクは限定的であり、営業債権の減損への影響は軽微であるため、信用リスクのエクスポージャー及び損失評価引当金の増減の記載を省略しております。

流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保し、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで流動性リスクを管理しております。

金融負債の期日別残高は以下のとおりであります。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッシュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	109	109	109	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債(注)1	542	555	160	160	160	75	-	-
借入金(注)2	4,391	4,478	893	946	878	728	594	436
リース負債	348	348	348	-	-	-	-	-
その他の金融負債								
未払金	719	719	719	-	-	-	-	-
企業結合に係る 条件付対価	11	11	11	-	-	-	-	-
割賦未払金	348	350	350	-	-	-	-	-
その他	2	2	2	-	-	-	-	-
合計	6,473	6,575	2,595	1,106	1,038	803	594	436

(注) 1. 1年内償還予定の社債を含んでおります。

2. 1年内返済予定の借入金を含んでおります。

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上の キャッ シュ・フ ロー	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
非デリバティブ金融負債								
営業債務及びその他の債務	150	150	150	-	-	-	-	-
社債及び借入金								
社債(注)1	684	695	203	203	118	43	43	84
借入金(注)2	4,018	4,083	877	809	634	508	413	839
リース負債	724	724	164	146	120	120	122	49
その他の金融負債								
未払金	922	922	922	-	-	-	-	-
企業結合に係る 条件付対価	-	-	-	-	-	-	-	-
割賦未払金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	2	2	2	-	-	-	-	-
合計	6,502	6,577	2,321	1,158	873	672	578	972

- (注) 1. 1年内償還予定の社債を含んでおります。
2. 1年内返済予定の借入金を含んでおります。

市場リスク

当社グループは、運転資金確保、有形固定資産取得等のため金融機関からの借入又は社債発行を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。

()金利変動リスク

当社グループは、事業活動の中で様々な金利変動リスクに晒されており、特に金利の変動は借入コスト等に大きく影響致します。借入金等に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し、定期的に借入残高及び契約内容の見直しを実施しております。

()金利感応度分析

各報告期間において、金利が0.1%上昇した場合に、連結損益計算書の税引前当期利益に与える影響は以下のとおりであります。なお、金利が0.1%下落した場合の、当社グループの税引前当期利益に与える影響額は、以下の表と同額で反対の影響があります。

ただし、当分析においては、その他の変動要因は一定であることを前提としております。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
税引前当期利益	5	4

金融商品の分類

金融商品(現金及び現金同等物を除く)の分類内訳は、以下のとおりであります。

金融資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)			当連結会計年度 (2023年3月31日)		
	償却原価で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	合計	償却原価で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産	合計
流動資産						
営業債権及びその他の債権	1,506	-	1,506	1,745	-	1,745
その他の金融資産						
預入期間3ヵ月超の定期預金	250	-	250	-	-	-
差入保証金	2	-	2	2	-	2
その他	38	-	38	44	-	44
非流動資産						
その他の金融資産						
貸付金	1	-	1	-	-	-
株式	-	30	30	-	227	227
敷金	88	-	88	148	-	148
差入保証金	37	-	37	63	-	63
その他	0	-	0	0	-	0

金融負債

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)			当連結会計年度 (2023年3月31日)		
	償却原価で測定する金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	合計	償却原価で測定する金融負債	純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	合計
流動負債						
営業債務及びその他の債務	109	-	109	150	-	150
社債及び借入金						
社債	154	-	154	198	-	198
借入金	870	-	870	857	-	857
その他の金融負債						
未払金	719	-	719	922	-	922
企業結合に係る条件付対価	-	11	11	-	-	-
割賦未払金	348	-	348	-	-	-
その他	2	-	2	2	-	2
非流動負債						
社債及び借入金						
社債	388	-	388	486	-	486
借入金	3,520	-	3,520	3,161	-	3,161

金融商品の公正価値

(1) 公正価値の測定方法

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

() 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

() その他の金融資産

敷金は、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により測定しております。

上場株式は、期末日の取引所の価格によって測定しております。

非上場株式は、将来キャッシュ・フロー、将来収益性及び純資産等に基づいた適切な評価モデルにより測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

() 社債及び借入金

借入金は、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

社債は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の社債発行又は借入契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

() その他の金融負債

割賦未払金は、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

企業結合による条件付対価については、被取得企業の業績達成に応じて支払いもしくは払い戻しが発生する取引であり、対象期間における被取得企業の業績や割引率等を基に測定しております。

上記以外のその他の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(2) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、借入金を除く帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、敷金以外のその他の金融資産、営業債務及びその他の債務、割賦未払金以外のその他の金融負債)は含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)		当連結会計年度 (2023年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
その他の金融資産				
敷金	88	87	148	148
償却原価で測定する金融負債				
社債及び借入金				
社債	542	550	684	687
借入金	4,391	4,371	4,018	3,974
その他の金融負債				
割賦未払金	348	348	-	-

(注) 上記の金融商品の公正価値ヒエラルキーは、すべてレベル2であります。

(3) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを用いて測定した公正価値

公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、四半期末ごとに判断しております。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、レベル間における振替はありません。また、非経常的に公正価値で測定している金融資産及び金融負債はありません。

前連結会計年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
非上場株式	30	-	-	30	30
金融負債					
その他の金融負債					
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債					
企業結合に係る条件付対価	11	-	-	11	11

当連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産					
その他の金融資産					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産					
株式	227	48	-	178	227

(4) レベル3に分類した金融商品

()レベル3に分類した金融商品の調整表

公正価値ヒエラルキーレベル3に分類した経常的な公正価値測定について、期首残高から期末残高への調整表は、以下のとおりであります。これらの金融商品については適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、担当部署が対象金融商品の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。公正価値の測定結果については適切な責任者が承認しております。

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債
	非上場株式	企業結合による 条件付対価
期首残高	10	32
利得又は損失合計：		
純損益(注) 1	-	7
その他の包括利益(注) 2	0	-
包括利益	0	7
購入	19	-
売却	-	-
発行	-	-
償還又は決済	-	13
期末残高	30	11

(注) 1．連結損益計算書における「金融収益」に含まれております。

(注) 2．連結包括利益計算書における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」に表示しております。

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する 資本性金融資産	純損益を通じて公正価値で 測定する金融負債
	非上場株式	企業結合による 条件付対価
期首残高	30	11
利得又は損失合計：		
純損益(注) 1	-	11
その他の包括利益(注) 2	31	-
包括利益	31	11
購入	180	-
売却	-	-
発行	-	-
償還又は決済	-	-
期末残高	178	-

(注) 1．連結損益計算書における「金融収益」に含まれております。

(注) 2．連結包括利益計算書における「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」に表示しております。

()重要な観察可能でないインプット

レベル3に分類した経常的な公正価値測定について、観察可能でないインプットのうち重要なものは、以

下のとおりであります。

- ・企業結合による条件付対価

重要な観察可能でないインプットは被取得企業の業績達成可能性であり、業績達成可能性が高くなれば負債の公正価値は増加し、低くなれば公正価値は減少します。

- () 観察可能でないインプットにおける感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

26. 重要な子会社

当社の重要な子会社は「第一部 企業情報 第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

27. 関連当事者

- (1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	丸山 侑佑	-	-	当社取締役	(被所有) 4.53	-	新株予約権 の権利行使	11	-	-

当連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

- (2) 経営幹部に対する報酬

当社グループの主要な経営幹部に対する報酬は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
短期従業員給付	48	50
合計	48	50

28. 重要な後発事象

(子会社の取得、第三者割当による自己株式の処分、資金の借入)

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、電力・ガス事業者向けの成約支援サービス、業務支援サービスを運営する株式会社Five Line(以下「Five Line社」といいます。)の発行済株式の一部を取得(以下「本株式取得」といいます。)し子会社化すること(以下「本子会社化」といいます。)、また、Five Line社の株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うこと、並びに資金の借入れを行うことについて決議しました。

I. 株式取得

1. 本株式取得の理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。販促支援サービスではエネルギー領域、カードローン領域、リフォーム領域に展開し、企業における販促活動支援サービスを提供しております。

当社は2022年3月期第4四半期より、INE社の子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営しております。2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、当社事業は善戦し、電力成約件数で年間16.7万件の規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。

エネルギー市場の外部環境については、依然として不透明な状況もございますが、各地域電力事業者が一般家庭料金の規制料金の値上げを2023年6月以降の予定とし、関係省庁と調整を進めていることや、資源価格高騰、為替円安状況についても前年度と比較すると一定程度の落ち着きもあり、電力事業者の新規顧客獲得スタンスの改善も見込まれてくる状況となっております。

Five Line社は大阪に本社を置き、エネルギー領域において電力・ガス事業者向けの成約支援、業務支援を行っております。Webマーケティングを通じたユーザー集客に強みを持つINE社に対し、リアル販路に強みを有しており、全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であり、電力成約件数年間約11.2万件の規模となります。

本子会社化による効果として、電力・ガス事業者への当社グループとしての成約支援総数が大幅に増加し、エネルギー領域におけるプレゼンスが高まることや、価格交渉力においても優位性が生まれることで、さらなるWebマーケティング、パートナー戦略が推進され、ユーザー集客数の増加を見込んでおります。また、Five Line社は電力のみの成約でなく、ガス等の付帯率が高いことや、各サービスにおけるストック収益も大きく積み上げており、当社グループのストック収益強化においても大きな貢献が期待できます。

当社は、5月12日開示の中期経営計画の通り、販促支援サービスエネルギー領域を当社の主力事業として成長拡大を更に加速させ、当社グループで早期に年間50万件の電力・ガス等の総成約件数、売上収益100億円突破を目指すべく本子会社化を決定いたしました。

上記の達成に向けて、先述のシナジー効果の発揮やオーガニック成長に加えて、ロールアップM&A戦略を主力の成長戦略とし、今後も積極的な展開を図って参ります。

2. 異動する子会社の概要

株式会社Five Line

3. 本株式取得の相手先の概要

眞鍋 日佐志(株式会社Five Line 代表取締役)

4. 本株式取得の方法

当社は、Five Line社の発行済株式の60%にあたる3,000株のうち、本自己株式処分により200百万円相当分を取得、差分を現金により取得し、これらによりFive Line社を子会社化する予定です。

5. 日程

取締役会決議日	2023年 5月12日
契約締結日	2023年 5月12日
株式譲渡実行日	2023年 7月 3日

. 第三者割当による自己株式処分

1. 処分の概要

処分期日	2023年 7月 4日
処分株式数	109,400株
処分価額	1株につき1,828円
処分価額の総額	199,983,200円
処分又は割当方法	第三者割当
処分予定先	眞鍋 日佐志
その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届け出の効力発生を前提としております。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、Five Line社の株式取得の一環として実施するものであり、Five Line社のノウハウやスキルは当社にとって最適であり大きな潜在価値を認め、代表者の眞鍋 日佐志氏も引き続き経営に携わるという前提で、当社株式を現物出資で交付するという提案を交渉過程で行い合意いたしました。

当社は、本件買収に際して、当社保有の自己株式（平均取得価額798円）を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、買収後の当社グループの企業価値の向上を目指すうえで、本件買収会社の経営に引き続き眞鍋 日佐志氏が携わるうえでのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である眞鍋 日佐志氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

3. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先

眞鍋 日佐志（株式会社Five Line 代表取締役）

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

4. 処分要項

処分する株式の種類及び数	普通株式109,400株
処分価額	1株につき1,828円
資金調達額	199,983,200円
処分方法	第三者割当の方法によります。
処分予定先	氏名 眞鍋 日佐志 住所 大阪府大阪市西区 職業 株式会社Five Line (大阪府大阪市中央区南船場4-12-8) 代表取締役
申込期日	2023年7月4日
払込期日	2023年7月4日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

. 資金の借入(予定)

1. 資金の借入の理由

Five Line社の株式取得のため、資金を調達するものであります。

2. 借入の概要

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額	340百万円
借入実行日	2023年6月
借入期間	5年
担保	無担保・無保証
備考	財務制限条項が付されております。

(株式会社INEの完全子会社化、第三者割当による自己株式の処分、資金の借入)

当社は、2023年6月16日開催の取締役会において、電力・ガス事業者向けの成約支援サービスを運営する株式会社INE(以下「INE社」といいます。)の発行済株式の一部を取得(以下「本株式取得」といいます。)し完全子会社化すること(以下「本完全子会社化」といいます。)、また、INE社の株式取得の対価の一部とするために第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うこと、並びに資金の借入れを行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

I. 株式取得

1. 本株式取得の理由

当社は「社会的負債を、次世代の可能性に。」をパーパスに掲げ、社会課題に対して、テクノロジー×リアルで解決していくことを目指し、人材採用、販促における成約支援事業を展開しております。

販促支援サービスでは2022年3月期第4四半期より、INE社の発行済株式数の50.91%を取得することによる子会社化を通じてエネルギー領域への参入を決定しました。同社は、WEBマーケティングによるエンドユーザー集客と、インサイドセールスによる電力・ガス成約支援サービスを運営し、2023年3月期においては、エネルギー市場における外部環境が厳しいなかで、当社事業は善戦し、電力成約件数で年間16.7万件の規模となり、当社グループ業績拡大に大きく寄与しております。また、2023年5月12日開示の通り、新たに電力成約件数年間11.2万規模で全国1,000以上の不動産会社等を中心とした販売パートナー戦略によってユーザー集客を行い、インサイドセールスによる電力・ガスの成約支援で成長している企業であるFive Line社の子会社化を決定し、2024年3月期第2四半期より連結対象となります。Five Line社の子会社化により、INE社とあわせて電力成約件数年間30万件規模となり、国内最大規模 1の電力成約支援事業者となります。

1「国内最大規模」：当社調べによるものになります。

エネルギー市場の外部環境については、2023年3月期は非常に厳しい状況で、電力事業者の新規顧客獲得余力は低下し、成約単価も低下傾向、当社取引先事業者の中でも一時的に新規顧客獲得を停止される事業者も出ておりました。

しかしながら、2023年6月からの各地域電力事業者の電気料金値上げにより、その他の電力事業者についても地域電力事業者の料金を基準に値上げをしていく動きとなっております。

電気料金値上げを踏まえ、料金改定後の条件交渉について当社取引先の地域電力事業者や新電力事業者の多くの企業と協議を進めている状況となります。その中でも最も現在当社が成約件数を上げている大手新電力事業者の成約単価が、2023年7月より前年同期比20%以上改善する見込みとなっております。そのほか事業者についても原則ネガティブになることは見込んでおらず、各社の成約単価は維持以上になることが見込まれます。

2022年3月期第4四半期におけるINE社子会社化の際には、エネルギー領域が当社にとって新たな領域であったことから、過半数株式取得による子会社化からスタートし、双方のシナジーを探っておりましたが、当社としてエネルギー領域を主力事業にするという意思決定の中で、当社による完全子会社化が最も有効な判断であるという合意に至りました。

また、外部環境についても2024年3月期第2四半期以降ポジティブな改善が見込まれていることや、新たにFive Line社も子会社化したことのシナジー効果も含めて成長拡大を更に加速し、販促支援サービスエネルギー領域で年間50万件の電力・ガス等の総成約件数、売上収益100億円突破を早期に実現させるためにも、INE社の株式を追加取得し、100%の完全子会社とすることを決定いたしました。

なお、2023年3月期においては厳しい外部環境の中で善戦しているものの、その前の水準と比較すると業績水準が大きく落ち込んでいる点も鑑みて双方協議の結果、初回取得価額と異なる価額で合意しております。

追加取得については、一部自己株式を活用することで資本コストの増加を抑制するスキームとし、現金部分は金融機関からの借入及び手元資金にて実行予定となります。

2. 異動する子会社の概要

株式会社INE

3. 本株式取得の相手先の概要

伊藤 圭二（株式会社INE 代表取締役）

岡本 崇章（株式会社INE 取締役）

田崎 匡浩（株式会社INE 取締役）

4. 本株式取得の方法

当社は、INE社の発行済株式の50.91%に当たる168株を保有しておりますが、残り49.09%に当たる162株のうち、本自己株式処分により250百万円相当分を取得、差分を現金により取得し、これらによりINE社を完全子会社化する予定です。なお、取得価額については、2023年3月期業績も善戦しているものの、それ以前の業績水準と比較して減少している点を鑑み、2022年1月時の取得価額に対して、双方協議の上、一部ディスカウントをした取得価額で合意しております。

5. 日程

取締役会決議日	2023年6月16日
契約締結日	2023年6月16日
株式譲渡実行日	2023年7月3日

第三者割当による自己株式処分

1. 処分の概要

処分期日	2023年7月4日
処分株式数	148,700株
処分価額	1株につき1,650円
処分価額の総額	245,355,000円
処分又は割当方法	第三者割当
処分予定先	伊藤 圭二 137,700株 岡本 崇章 5,500株 田崎 匡浩 5,500株
その他	上記各号については金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届け出の効力発生を前提としております。

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、INE社の株式取得の一環として実施するものであり、INE社のノウハウやスキルは当社にとって最適であり大きな潜在価値を認め、当社株式を現物出資で交付するという提案を交渉過程で行い合意いたしました。

当社は、本件完全子会社化に際して、当社保有の自己株式（平均取得価額798円）を有効活用し、財務上の影響を一定程度軽減することや、完全子会社化後の当社グループの企業価値の向上を目指すうえでのインセンティブ効果を含め総合的に検討した結果、本件買収会社の株主である伊藤 圭二氏、岡本 崇章氏、田崎 匡浩氏に対して、当社普通株式を交付することとしました。

3. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先

- 伊藤 圭二 (株式会社INE 代表取締役)
- 岡本 崇章 (株式会社INE 取締役)
- 田崎 匡浩 (株式会社INE 取締役)

(2) 処分予定先を選定した理由

前記「2. 処分の目的及び理由」をご参照ください。

4. 処分要項

処分する株式の種類及び数	普通株式148,700株
処分価額	1株につき1,650円
処分価額の総額	245,355,000円
処分方法	第三者割当の方法によります。
処分予定先	氏名 伊藤 圭二 住所 神奈川県川崎市中原区 職業 株式会社INE (東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 代表取締役 137,700株(227,205,000円)
	氏名 岡本 崇章 住所 埼玉県朝霞市 職業 株式会社INE (東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 取締役 5,500株(9,075,000円)
	氏名 田崎 匡浩 住所 神奈川県横浜市港北区 職業 株式会社INE (東京都豊島区池袋二丁目14番2号) 取締役 5,500株(9,075,000円)
申込期日	2023年7月4日
払込期日	2023年7月4日
その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

. 資金の借入 (予定)

1. 資金の借入の理由

INE社の株式取得のため、資金を調達するものであります。

2. 借入の概要

借入先	株式会社三菱UFJ銀行
借入金額	1,500百万円
借入実行日	2023年7月
借入期間	7年
担保	無担保
備考	財務制限条項が付されております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間	第2四半期 連結累計期間	第3四半期 連結累計期間	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	2,625	5,266	7,973	11,364
税引前四半期(当期)利益 (百万円)	348	777	1,097	1,658
親会社の所有者に帰属する 四半期(当期)利益 (百万円)	231	534	729	1,074
基本的1株当たり四半期 (当期)利益 (円)	20.63	48.02	65.55	96.57

	第1四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間	第3四半期 連結会計期間	第4四半期 連結会計期間
基本的1株当たり 四半期利益 (円)	20.63	27.44	17.52	31.02

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,057	1,738
売掛金	2 781	2 1,134
前払費用	64	72
その他	148	206
流動資産合計	3,052	3,151
固定資産		
有形固定資産		
建物	30	205
工具、器具及び備品	25	104
有形固定資産合計	1 56	1 310
無形固定資産		
のれん	76	-
ソフトウェア	128	186
その他	0	0
無形固定資産合計	205	186
投資その他の資産		
投資有価証券	21	209
関係会社株式	4,559	4,577
関係会社長期貸付金	100	100
敷金	72	132
繰延税金資産	41	62
その他	83	63
投資その他の資産合計	4,878	5,145
固定資産合計	5,139	5,641
繰延資産		
社債発行費	17	16
その他	0	0
繰延資産合計	17	16
資産合計	8,210	8,810

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 77	2 100
短期借入金	25	-
1年内償還予定の社債	150	193
1年内返済予定の長期借入金	663	689
未払金	2 878	2 811
未払費用	18	22
資産除去債務	-	3
賞与引当金	5	-
未払法人税等	106	220
未払消費税等	92	124
前受金	23	37
返金負債	16	30
その他	95	94
流動負債合計	2,152	2,325
固定負債		
社債	375	481
長期借入金	3,013	2,823
資産除去債務	28	98
固定負債合計	3,417	3,403
負債合計	5,570	5,728
純資産の部		
株主資本		
資本金	934	944
資本剰余金		
資本準備金	875	885
資本剰余金合計	875	885
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,189	1,758
利益剰余金合計	1,189	1,758
自己株式	599	800
株主資本合計	2,399	2,788
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	1
評価・換算差額等合計	-	1
新株予約権	240	294
純資産合計	2,639	3,081
負債純資産合計	8,210	8,810

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
売上高	4,906	6,644
売上原価	1,298	1,577
売上総利益	3,607	5,066
販売費及び一般管理費	1 3,612	1 4,251
営業利益又は営業損失()	4	815
営業外収益		
助成金収入	7	8
受取手数料	139	177
雑収入	0	3
その他	1	1
営業外収益合計	149	189
営業外費用		
支払利息	20	28
支払手数料	11	31
支払報酬	12	0
その他	8	9
営業外費用合計	52	70
経常利益	91	934
特別利益		
固定資産売却益	36	0
助成金収入	-	15
その他	0	0
特別利益合計	36	16
特別損失		
減損損失	-	61
固定資産除却損	-	18
投資有価証券評価損	0	31
事務所移転費用	-	23
新型コロナウイルス感染症関連損失	-	22
その他	0	-
特別損失合計	0	156
税引前当期純利益	127	794
法人税、住民税及び事業税	82	246
法人税等調整額	0	20
法人税等合計	81	225
当期純利益	45	569

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		364	28.1	465	29.5
経費		933	71.9	1,112	70.5
当期売上原価		1,298	100.0	1,577	100.0

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注費	790	940

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	827	768	768	1,143	1,143	399	2,339	-	-	4	2,343
当期変動額											
新株の発行	107	107	107	-	-	-	214	-	-	-	214
当期純利益	-	-	-	45	45	-	45	-	-	-	45
自己株式の取得	-	-	-	-	-	200	200	-	-	-	200
株式報酬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	235	235
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
当期変動額合計	107	107	107	45	45	200	60	-	-	235	296
当期末残高	934	875	875	1,189	1,189	599	2,399	-	-	240	2,639

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			評価・換算差額等合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	934	875	875	1,189	1,189	599	2,399	-	-	240	2,639
当期変動額											
新株の発行	10	10	10	-	-	-	20	-	-	-	20
当期純利益	-	-	-	569	569	-	569	-	-	-	569
自己株式の取得	-	-	-	-	-	200	200	-	-	-	200
株式報酬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54	54
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	1
当期変動額合計	10	10	10	569	569	200	389	1	1	54	442
当期末残高	944	885	885	1,758	1,758	800	2,788	1	1	294	3,081

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 5年

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を前事業年度の期首から適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、連結財務諸表「連結財務諸表注記17.売上収益」に記載のとおりです。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

(重要な会計上の見積り)

1. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
子会社株式	4,550	4,559

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は事業譲受及び子会社株式（以下、子会社株式等）の取得価額を決定するにあたり、当該事業または子会社の経営者が作成した事業計画に基づき予測される将来キャッシュ・フローを基礎とし、ディスカウントキャッシュ・フロー法等の評価モデルを用い算定しております。

子会社株式の評価額については、当該子会社の超過収益力を加味しておりますが、この超過収益力の算定にあたり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率及び長期成長率並びにその効果が及ぶ期間等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	60百万円	68百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各勘定科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
売掛金	76百万円	138百万円
未収入金	54 "	124 "
立替金	11 "	25 "
買掛金	- "	0 "
未払金	5 "	67 "
預り金	46 "	35 "

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
広告宣伝費	1,749百万円	2,157百万円
給料及び手当	735百万円	896百万円
減価償却費	57百万円	70百万円
おおよその割合		
販売費	49%	51%
一般管理費	51%	49%

2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	75百万円	135百万円
売上原価	-百万円	3百万円
販売費及び一般管理費	1百万円	107百万円
営業取引以外の取引による取引高	111百万円	155百万円

(有価証券関係)

関係会社株式(前事業年度の貸借対照表計上額は4,559百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は4,577百万円)は、市場価格のない株式等であるため、関係会社株式の時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
資産調整勘定	51百万円	31百万円
減損損失	13 "	10 "
資産除去債務	8 "	30 "
株式報酬費用	- "	16 "
その他	23 "	50 "
繰延税金資産小計	96百万円	141百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	53 "	50 "
評価性引当額小計	53百万円	50百万円
繰延税金資産合計	42百万円	91百万円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1百万円	28百万円
繰延税金負債合計	1 "	28 "
繰延税金資産(は負債)の純額	41百万円	62百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%	0.3%
住民税均等割等	2.5%	0.4%
のれん	8.0%	1.1%
税額控除	10.9%	5.2%
評価性引当額の増減	28.4%	0.4%
その他	4.7%	1.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.2%	28.3%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「連結財務諸表注記 17.売上収益」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

第三者割当による自己株式処分及び資金の借入

連結財務諸表「連結財務諸表注記28.重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産						
建物	30	201	17	9	205	7
工具、器具及び備品	25	106	2	25	104	60
有形固定資産計	56	308	19	34	310	68
無形固定資産						
のれん	76	-	46	29	-	-
ソフトウェア	128	121	14	49	186	-
その他	0	-	-	0	0	-
無形固定資産計	205	121	61	79	186	-

【引当金明細表】

(単位:百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	5	9	14	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取及び売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.theport.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第11期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月24日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年6月24日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第12期第1四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2022年8月15日関東財務局長に提出。

第12期第2四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月14日関東財務局長に提出。

第12期第3四半期(自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) 2023年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2(新設分割の決定)の規定に基づく臨時報告書

2023年2月21日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による自己株式処分 2023年5月12日関東財務局長に提出。

第三者割当による自己株式処分 2023年6月16日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券届出書の訂正届出書

訂正届出書(上記2023年5月12日提出有価証券届出書の訂正届出書) 2023年6月2日関東財務局に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年6月26日

ポート株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、ポート株式会社及び連結子会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月16日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社INEの発行済株式の49.09%を取得する予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INEに係るのれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当連結会計年度末の連結財政状態計算書において、のれん3,399百万円が計上されている。これにはエネルギー領域においてユーザーと新電力のマッチング事業等を展開する株式会社INEに係るのれん1,490百万円が含まれている。</p> <p>のれんを配分した資金生成単位については、減損テストを、毎年、及び当該単位が減損している可能性を示す兆候がある場合にはいつでも、当該単位の帳簿価額と回収可能価額とを比較することにより行わなければならないとされている。会社は、回収可能価額の前提となる将来キャッシュ・フロー及び割引率等について一定の仮定を設定しているが、これらの仮定は経営者の判断を伴うものであり、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるものである。</p> <p>当連結会計年度においては、ウクライナ情勢等に起因する資源価格高騰等による電力卸市場価格上昇の影響で、電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあり、株式会社INEが獲得する電力取次単価も下落傾向にあった。そして、外部環境の改善時期見通しについては保守的に見通す必要がある状況にあり、会社の設定した一定の仮定を特に慎重に検討する必要があった。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社INEに係るのれんの評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社INEに係るのれんの評価が適切かどうかを検討するにあたり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損を含む連結決算プロセスに関して会社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・のれんを配分した資金生成単位の範囲及び帳簿価額の妥当性を検証した。 ・将来キャッシュ・フローについては、経営者によって作成され、承認された事業計画との整合性を検証した。 ・将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画の合理性については、外部の経営環境の変化、特に電力業界の動向を適切に考慮しているかを経営者等への質問により確かめた。 ・事業計画における重要な構成要素である取次単価と取次件数については、主要な顧客につき、契約書との照合や過去実績との整合性の検討により、その合理性を検証した。 ・会社が利用した外部専門家の能力及び独立性を評価した上で、当監査法人内の評価専門家にレビューを依頼して評価手法や割引率を含む算定プロセスの合理性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ポート株式会社の2023年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ポート株式会社が2023年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年6月26日

ポート株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桐山 武志

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池田 宏章

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているポート株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ポート株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年5月12日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社Five Lineの発行済株式の60%を取得する予定である。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2023年6月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月16日付で株式譲渡契約を締結し、2023年7月3日付で株式会社INEの発行済株式の49.09%を取得する予定である。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社INEに係る株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社の当事業年度の貸借対照表において関係会社株式4,577百万円が計上されている。これにはエネルギー領域においてユーザーと新電力のマッチング事業等を展開する株式会社INEに係る関係会社株式2,066百万円が含まれている。</p> <p>株式会社INEの株式の評価において、会社は同社の超過収益力を加味しており、超過収益力の算定に当たり用いられる将来キャッシュ・フロー、割引率等について一定の仮定を設定している。これらの仮定は経営者の判断を伴うものであり、将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受けるものである。</p> <p>当事業年度においては、ウクライナ情勢等に起因する資源価格高騰等による電力卸市場価格上昇の影響で、電力事業者の新規顧客獲得余力は低下傾向にあり、株式会社INEが獲得する電力取次単価も下落傾向にあった。そして、外部環境の改善時期見通しについては保守的に見通す必要がある状況にあり、会社の設定した一定の仮定を特に慎重に検討する必要があった。</p> <p>以上から、当監査法人は、株式会社INEに係る株式の評価について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社INEの株式の評価に関する判断が適切に財務諸表に反映されているかどうかを検討するにあたり、有価証券の評価プロセスに関して同社が構築した関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <p>また、当該子会社株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上の「のれん」として計上される。当監査法人は、主に、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項「のれんの評価」に記載の監査上の対応を実施した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。